

帝国日本の戦時性暴力

牧野 雅子

(京都大学大学院文学研究科グローバル COE 研究員)

猪股 祐介

(京都大学大学院文学研究科グローバル COE 研究員)

山本 めゆ

(京都大学大学院文学研究科博士課程)

木下 直子

(九州大学大学院比較社会文化研究院・日本学術振興会特別研究員 (PD))

玉城 福子

(大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程)

鄭 柚鎮

(沖縄大学地域研究所特別研究員)

2013 年 2 月



京都大学グローバル COE

「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」

Global COE for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科

Email: intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp URL: <http://www.gcoe-intimacy.jp/>

まえがき

本報告書は、帝国日本の戦時性暴力について、被害者が主体性をいかに奪われてきたかを明らかにすることで、従来の被害者像を解体し、戦時性暴力の新たな解釈を提示するものである。本報告書で扱われる対象は、出征兵士の妻、満洲移民の女性団員、引揚女性、日本人・沖縄人・韓国人の「慰安婦」と多岐にわたるが、全体を貫く問題意識は、被害者の経験を、戦時性暴力を戦争につきものの悲劇や民族・ジェンダーの犠牲として語ることを批判し、被害者の経験やその語りを歴史的文脈において解釈することである。

牧野論文は出征兵士の妻に対する姦通事件が、住居侵入罪の厳罰化によって検挙されたことを論じた。出征兵士の貞操問題は前線の兵士の士気に関わる重要な課題とされた。しかし姦通罪は夫の親告が必要なため適用できず、かわって出征兵士の妻の貞操を守るために適用されたのが、住居侵入罪であった。このような出征兵士の妻の貞操管理は、前線の兵士の「慰安婦」制度による性の管理と表裏であった。牧野論文は住居侵入罪の具体的な運用について、内務省資料や法学資料等の幅広い資料を用いて、戦時下出征兵士の妻の貞操が、警察の取り締まり対象となり、地域住民の監視をもたらしたことを明らかにした。

猪股論文は満洲移民女性に対する強姦が、偶発的なものでなく、開拓団幹部の男性同盟主義に基づく出征兵士の妻の保護に基づき、引き起こされたものであることを論じた。男性同盟主義は男性同士の間で女性支配を通して生じる連帯意識である。出征兵士と団幹部の間の男性同盟主義は、出征兵士の妻でなく、独身団員をソ連兵や義勇軍に差し出し、開拓団の存続を図った。猪股論文は、被害女性含む元団員への聞き取りをもとに、ソ連軍に対して設置された「慰安所」に独身女性が選ばれた事例など、満洲移民女性に対する強姦の恣意性を明らかにする。また、被害女性が自らの体験を語られるようになった背景に、1990年代以降の「従軍慰安婦」の社会問題化があったことを指摘した。

山本論文は引揚港における中絶について、日本政府・中絶従事者および支援者・関係者の資料を検討することで、それが国家の意思だけでなく、「不法妊娠」した女性、男性、家族の思惑が重なるなか行われたことを論じた。「不法妊娠」は引揚女性がソ連兵等により強姦され妊娠したことを指す。「不法妊娠」の中絶には、被害女性への医療提供という人道主義と公衆衛生的な管理主義という二面性を持っていたことを指摘した。また「不法妊娠」により生じた「混血児」は、男性にとって男性性を脅かす侵略者であり、女性にとって性暴力被害のスティグマであり、家族にとって再統合を阻害する異物であったことを明らかにした。また、加害者の被害である引揚女性に対する強姦を等閑視することが、日本と近隣国の被害者とを分断してきたのではないかと問う。

木下論文は「従軍慰安婦」論争において、日本人慰安婦が被害者とみなされない傾向を、1970年前半のフェミニズム運動における「慰安婦」の語り方に見出し、それが日本人「慰安婦」を加害者の「国民」に包摂し、「慰安婦」に寄り添う戦後補償運動に結実しなかったことを論じた。1970年代のフェミニズム運動として、「侵略＝差別と戦うアジア婦人会議」

(以下「ア婦」と「ウーマンリブ」がとりあげられる。ア婦は母性批判を展開するなかで、日本人の一般女性が母性を担わされる一方で、沖縄や朝鮮の女性等が「慰安婦」とされたことを問題視した。このように女性内部の差異を加害者／被害者に分けたために、日本人「慰安婦」が抜け落ちたことを指摘した。またウーマンリブでも、日本人の貞女と「朝鮮人慰安婦」を加害者／被害者に分け、日本人「慰安婦」を加害「国民・民族」とみなすことで、その被害者性を十分に認識されなかったことを指摘した。しかし同時に、ア婦やウーマンリブは日本人「慰安婦」が日本国家に侵略されたと捉える可能性があったことを示唆する。

玉城論文は日本軍性奴隷制度を裁く女性国際戦犯法廷におけるフェミニストの議論における沖縄の位置づけに着目し、沖縄人「慰安婦」が日本人「慰安婦」と同一視されてきた問題性を論じる。沖縄人「慰安婦」は女性国際戦犯法廷において、一貫して「日本人」の被害者として扱われた。しかし例外的に、沖縄戦の過程で、沖縄に駐屯した日本軍によって「慰安所」が設置されたことに注目し、すなわち沖縄差別が沖縄女性に対する性暴力につながったことを指摘した論者もあった。この例外を除き、女性国際戦犯法廷が総じて沖縄人「慰安婦」の特殊性を配慮しなかった理由を、沖縄の植民地化の歴史を、他の植民地と異なり捨象してしまう歴史観に求めた。

鄭論文は「女性のためのアジア平和国民基金」(以下「国民基金」)をめぐる、韓国内で国民基金の受け入れと拒否をめぐる議論が、「慰安婦」被害者の再現(representation)が、被害者の自己行為性と犠牲者性のみを強調する論法に収斂する前提を論じた。国民基金の受け入れを主張する言説は、被害者を「民族」／「個人」、「お金の問題でない」／「お金の問題」に二分化し、「個人」「お金の問題」とすることで、その自己の問題として領有する。他方国民基金の拒否を主張する言説は、被害者を「慰安金の誘惑」にさらされる者や「真の回復」を要する者として領有する。これら言説の前提に、被害者の言葉に「当事者の」という所有格をつけ自然化する、聞き手の欲望があると指摘した。

最後に本報告書に結実した、「帝国日本の戦時性暴力」研究会の歩みについて簡単に記しておく。本研究会の出発点は、2012年1月「サロン・ド・京都」における報告会で、木下、山本、猪股が報告したことにある。このときコメンテータを務めた荻野美穂先生のご助力を仰ぎつつ、1990年代以降の「従軍慰安婦」問題をさらに掘り下げる研究会を開くべく、「慰安婦」問題や戦時下の性管理に関する若手研究者である、牧野、玉城、鄭に声をかけて本研究会が組織された。京都大学大学院グローバルCOEの助成を受けて、韓国、沖縄、福岡、京都と各地に散らばるメンバーが、京都に集まり3回の研究会を開けた他、山本と玉城は日本社会学会にて報告した。3回の研究会には荻野先生の他、富山一郎先生にご参加頂き、貴重なコメントを頂いた。ここに両先生および「サロン・ド京都」世話人の竹内通子氏に深謝申し上げます。

「帝国日本の戦時性暴力」研究会代表 猪股祐介

目次

- 第1章 戦時体制下における性の管理―出征兵士の妻の姦通取締りをめぐって
牧野雅子・・・1
- 第2章 「満洲移民」女性に対する戦時性暴力―単身女性団員の強姦体験の語りから
猪股祐介・・・14
- 第3章 父の痕跡―引揚援護事業に刻印された性暴力と「混血」の忌避
山本めゆ・・・28
- 第4章 1970年代フェミニズム運動における「慰安婦」の語られ方―日本人被害者の位置
をめぐる―考察
木下直子・・・45
- 第5章 日本における沖縄に対する植民地主義―日本軍性奴隷制度を裁く女性国際戦犯
法廷後の議論を手がかりに
玉城福子・・・58
- 第6章 「国民基金」をめぐる再現の政治学
鄭柚鎮・・・70

第1章

戦時体制下における性の管理

出征兵士の妻の姦通取締りをめぐって

牧野雅子

はじめに

本稿は、日中戦争から太平洋戦争期、国家が女性の性を法によって取締り・管理することで、兵士の戦意昂揚を図ろうとしたことを、立法議論や警察の部内資料の分析によって明らかにしようとするものである。特に、出征兵士の妻の姦通行為を防止・取り締まる警察の方策に焦点を当て、女性の性に対する公権力の意識・態度の変化を示すところに重点をおく。

1947年に廃止された刑法の姦通罪は、既婚女性の婚外性行為を禁止した規定であるが、「本夫」が独身の女性と通じて罪には問われないという、性別によってその適用に著しい差のある規定である（注1）。これまでも、姦通罪は女性にのみ貞操を強要し女性を夫の所有物とみなしているとして、その差別性が強く批判されてきた。しかし、姦通罪自体は既に廃止されていることもあり、姦通罪の成立や運用についての先行研究は少ない（林2003）。

出征兵士の妻に対して貞操を強要する軍の方策や、それに呼応した婦人会の活動、女性の性欲を刺激する出版物の取締りについては加納実紀代の論考に詳しい（加納1995）。本研究で扱う、住居侵入罪による姦通行為の取締りについては、判例を対象にした法学的議論の中で取り上げられているほか（関1995、尾形1963）、統計資料を用いた取締り状況の考察もあるが（植松1954）、具体的な警察の取締り方策にまで踏み込んだものではない。また、出征兵士の妻の姦通行為を防止するための立法にまで考察の対象を広げた議論は、管見するところ見あたらない。

1. 姦通を禁止する法

1. 1. 旧刑法

近世、姦通行為は密通と呼ばれ、性犯罪の基本形であった。1882年に施行された旧刑法において、姦通罪が近代法に位置づけられた。

第353条 有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処ス其相姦スル者亦同シ

此条ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但本夫先ニ姦通ヲ縦容シタル者ハ告訴ノ効ナシ 『法令全書』（明治13年版：151）

夫の姦通行為は罪とならず、妻のみが処罰対象となるのは、妻の姦通が「夫権」を侵害すると共に、血統を乱したということによっている（注 2）。ここで妻と通じた「姦夫」も処罰対象となるのは、「本夫」が妻を告訴することによって「姦夫」の存在が発覚するからであって、妻に対する処罰の副次的なものである（注 3）。姦通罪は、妻めぐる姦夫と本夫という男同士の利権にかかわる犯罪ではなく、貞操の義務を全うしなかった妻の処罰を求めるものとして制定されたのである。

姦通罪は、「姦婦」「姦夫」の処罰には「本夫」の告訴が必要な親告罪である。それは、妻の姦通が公になることで「本夫」の名誉が傷ついてはならないという、「本夫」に対する配慮による。「本夫」の告訴は、妻の処罰を求めるものとして行われるが、その時、婚姻関係の解消が必要であった。

また、第 311 条には宥恕規定があり、夫が妻の姦通現場で妻やその相手の男性を殺傷した場合は罪が宥恕されることが定められている（注 4）。ここでも宥恕されるのは「本夫」のみで、夫の姦通を知った妻が、夫やその相手の女性を殺傷しても罪は宥恕されない（注 5）。

1. 2. 現行刑法

旧刑法は施行後間もなく批判にさらされ、改正の必要に迫られた。新刑法は 1907 年（明治 40 年）に公布、翌 1908 年施行され、旧刑法は廃止された。この新刑法は、以後部分改正を経て、現在に至っており、現行刑法と呼ばれる。現行刑法は、旧刑法に比して法定刑の幅が広くなり、裁判官の刑の量定に関する自由裁量の範囲が大きい。このことにより、刑罰の個別化を図ることが出来る反面、裁判官個人の意識や解釈に、量刑判断の基準が委ねられるものでもあった。

現行刑法で姦通罪は、以下のように規定された。

第 183 条 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相姦シタル者亦同シ
前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縦容シタルトキハ告訴ノ
効ナシ
『法令全書』（明治 40 年版：99）

姦通罪は、「猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪」の一つに配置されており、強姦罪などと同様に社会的法益を害する罪と解されていた。旧刑法で規定されていた、「本夫」が「姦夫」や「姦婦」を殺傷した場合には刑が宥恕されるという規定は、現行法には存在しない。

姦通罪は旧刑法と同様に親告罪であり、夫による告訴を必要とする。告訴にあたっては、離婚もしくは離婚手続きの開始が必要であった（注 6）。1940 年（昭和 15 年）の姦通罪受理件数は 542 件だが、実際に公判もしくは予審請求がされた件数は 60 件にすぎず、婚姻関係の解消という訴追要件を具備しないために刑事手続きが開始されなかった事件が多かったとみられる（高橋 1961：128）。姦通罪の適用にあたっては、婚姻関係が解消され、

夫の所属でなくなって初めて、司法の判断が下される。姦通行為は、法によって禁止されるものの、法の運用面では率先して取り締まるものではなく、「本夫」の訴えに応じて処罰を科すものであって、妻が夫の管理下にある時には、その性には公権力は介入しないのであった（注7）。

2. 戦時中の姦通防止・取締り対策

2. 1. 出征兵士の妻に対する貞操指導

日中戦争勃発以降、国内では、出征兵士の留守宅を狙った強窃盗や詐欺等の犯罪が多発した。こうした状況は、治安の悪化を招くのみならず、これから戦地に赴く男性達に不安を抱かせ、戦地の兵士の士気を低下させる恐れがあるとして、出征兵士遺家族の保護の必要性が叫ばれた。

とりわけ、妻の貞操問題は喫緊の課題であった。自分の不在中に妻が他の男性と姦通を行うのではないかという懸念から、出征中の夫が前線から警察に妻の貞操について照会することもあったという（秋田県警察史編纂委員会 1971：311）。前線では兵士の士気を昂揚するために、彼らの「妻の貞操に対する不安」を取り除く必要があった（注8）。前線の兵士達が妻の貞操について不安を抱くのは、戦地で慰安婦を利用する自身の行為の裏返しであるといつてよいだろう（加納 1995：73-74）。警察は出征兵士の妻の貞操対策を迫られ、彼女らの姦通行為の防止が、重要な任務となっていく。出征兵士の妻の姦通防止対策は、他事犯の防止策と共に、遺家族保護活動として行われた。

内務省警保局による『刑事警察研究資料第一五輯 昭和一四年五月 銃後遺家族を繞る事犯と之が防止状況』（以下、『刑事警察研究資料』と略す）は、1937年（昭和12年）から1939年3月までの、出征兵士遺家族に関連した事件や警察による対策がまとめられた部内資料である。その表紙には「部外秘」と記されており、こうした対策が秘密裏に行われたことが窺える。『刑事警察研究資料』には、遺家族に関した92件の犯罪事例が掲載されているが、その三分の一が出征兵士の妻に対する姦通や姦淫・猥褻事件であり、妻達の貞操問題について警察の関心の高さを物語る。

兵士の妻の姦通防止対策としては、まず、警察官による情報収集が徹底して行われていた。受持区員に対して出征兵士遺家族宅への頻繁な訪問が指示されており、そこで得られた情報は、「出征軍人遺家族名簿」「出征軍人家庭調査表」「応召遺家族視察簿」などと呼ばれる簿冊に記載されて警察署で管理された（内務省警保局 1939：117、173、283）。姦通の情報を聞知した場合には、密行張込を行うよう指示もされている（内務省警保局 1939：232）。戦時中の警察統計として「応召並戦死者遺家族妊娠状況表」が存在することから（秋田県警察史編纂委員会 1971：313）、兵士の妻の妊娠に関しても警察は厳しい監視の目を光らせており、妊娠数のみならず、それが婚姻関係によるものか否かの把握もされていた事が窺える。岐阜において行われていた「遺家族貞操保護会」の例会には、小学校長や町村長、婦人会長、僧侶ら地域住民の代表者のほか、必ず警察官が同席することと

され、そこで集められた妻の貞操に関わる情報は全て警察官に報告された（内務省警保局 1939：169-170）。

多くの県で、出征兵士の妻を集めて姦通事犯の予防活動を行うよう、警察部から各警察署に通牒が出されている（注 9）。それを受けて各警察署では、受持区員らによる積極的な防止活動が展開された。たとえば、出征兵士の妻に対する姦淫事件が頻発していた富山県のある地方では、警察が指揮をとり、出征兵士の妻を参集させて「応召軍人妻女会」を結成し、妻同士の親睦を図るとともに、会員相互に監視させることで、姦通を防止しようとしたのであった（注 10）。「応召軍人妻女会」の発足式では、妻たちに自重を促すため、警察署長や村長による訓話や傷痕軍人による講演が行われた後、彼女らは「日本女子としての誇りたる貞節を堅くし然かも留守宅を護る出征軍人妻女として一層の決心と覚悟を強くし苟くも世人の指弾を受け名誉の家名を傷つくるが如きは絶体に致さざることを誓ふ」との誓約書に署名捺印した上、神前にて誓約を行った。その後も、妻たちは毎月一回神前に集められ、駐在所巡査の指揮の下、祈願黙禱を捧げ「自肅他戒」したという（内務省警保局 1939：153-155）。警察が婦人団体や地区の長に遺家族各戸を訪問させて、貞操を守るよう指導にあたらせる等の施策も多くの県で行われた。

出征兵士の妻に対する指導だけでなく、姦通の相手方となった男性を転勤させるよう雇い主に働きかけるなど、警察は男性に対する対策も行っていたが（内務省警保局 1939：88-89）、主たる対象は出征兵士の妻であり、遺家族の保護というよりも、彼女たちに貞操を強いるものであった。

出征兵士の妻の姦通行為を防止することが前線の士気低下防止のために必要であった反面、それが表沙汰になれば士気の低下に加えて夫たる兵士の名誉を傷つけるおそれがあった。そうした事態を避けるため、妻たちの指導にあたっては周囲に知られることのないよう、その扱いに慎重を期すよう指示がされており、こうした施策は極秘に行われた（注 11）。

2. 2. 住居侵入罪を適用した姦通取締り

姦通防止対策のみならず、姦通事案の検挙も警察の課題であった。姦通事案を放置すれば、「犯行」は繰り返され風紀をも乱すとして、検挙をもって対応することとなった。しかし、妻に対する姦淫・猥褻行為の中でも、性犯罪は刑法の強姦罪や強制わいせつ罪が適用できるが、姦通行為については、たとえ捜査機関が現認したとしても、刑法の姦通罪は婚姻関係の破棄や夫の告訴を必要とする親告罪であり、前線に立つ夫にそれを求めることはできず、妻を検挙も処罰もできない。妻の姦通防止対策は、出征兵士の士気低下の防止が目的であり、夫に妻の姦通事実を知らせたり、告訴を求めることはそもそも目的に反する。そのため、たとえ姦通事実が明らかになっても、国は妻の処罰を手控える意向であったという（尾形 1963：29）。

そこで、妻本人の意思に基づく姦通行為であっても、その妻を処罰対象とするのではな

く、妻を姦淫した男を住居侵入罪で検挙するという方針が打ち出された。姦通行為は姦通罪で禁止・処罰されるが、それまでも、姦通目的で居宅に侵入した行為をとらえて住居侵入罪を適用した事例は存在し（注 12）、そうした司法判断を流用して、以後の取締りを行おうとしたのである。これにより、刑法の運用上の限界を乗り越え、兵士の名誉も守られ、実質的に姦通行為を取り締まる事が出来るとした。この方針は警察のみならず、他の司法機関との協議の上、決定し、実施されたものであった（注 13）。

住居侵入罪が適用されるとはいえ、通常の住居侵入犯罪と同様の捜査方法では夫のプライバシーを侵害する恐れがあるため、迅速かつ慎重に捜査を進めるよう、担当者員には特段の指示が出された（注 14）。こうした取締りは、当初は、国民に内密に行われていた。

1940 年（昭和 15 年）に、男が「夫」の留守宅に姦通目的で「妻」の承諾を得て入った場合には住居侵入罪が成立するという判決記事が、新聞に大きく掲載された。

“住居侵入”に新判例 ▽……家人の承諾だけでは無効

銃後の治安を攪乱する犯罪住居侵入罪についてこの程大審院では住居侵入について「家族的生活を営む場合に於ては家長が一家の主宰者としてその住居に対する侵入又は捜索についての許諾権を有するものと解するのが当然であつて、家人がこれを代行する場合であつても、家長の意思に反せない限度に於てのみその効力があるものである」といふ注目すべき判例を下し大審院の判例集に登載して公示した

島根県那賀郡夷川村の某（38）は去る昭和十二年秋前後三回に亘つて主人の留守中の附近の家に侵入したのが問題となり遂に懲役三月に処せられた、ところが某は「たとへ主人が居なくとも妻の承諾を得たものであるから罪にはならない」と主張し前京大教授瀧川幸辰弁護士らを弁護士として上告した、大審院■水裁判長係りで審理した結果同事件は上告棄却、前記の判決要旨を新判例となし、世人が往々住居侵入に関して「家人の承諾があつたから罪にならない」という抗弁を封じてしまつた

（引用者注：■判読不明）

（『朝日新聞』1940 年 3 月 2 日 7 面）

先述したように、この判決が出される以前にも、姦通目的で家宅に侵入した男性を住居侵入罪での検挙・起訴を是とした判例があり、今回が「新判例」であつたわけではない。また、遺家族保護を目的とした警察の活動の中でも、姦通行為を住居侵入罪で検挙したケースは少なくない（内務省警保局 1939：57、62、66-67）。従つて、この新聞報道は、新判例を紹介したものというよりも、司法機関が姦通行為を以後同様に取り締まるという方針を国民に周知させることで自制を促し、姦通行為の防止を目論んだものだといえよう。

2. 3. 地域住民による妻の監視

事件検挙の端緒は、近隣住民からの情報提供によるものも少なくなかつたという。次の

姦通事件は、風評を端緒として検挙されたものである。

出征兵士留守宅の住居侵入事件

被疑者は友人川原〇〇が今次事変に出征したるや其の留守中を守る妻〇〇（三一）に甘言を弄して接近し遂に之と通じ家主たる川原〇〇の意に反しその居宅に侵入したるものなるが風評により警察が探知検挙したるも被害者川原〇〇の姦通の告訴提起不明にて住居侵入事件として送局懲役一年の刑に処せられたり。（傍点：引用者）

（内務省警保局 1939：58）

地域住民による情報提供から姦通事件の検挙を行ったこうした事例は、出征兵士の妻の性が住民に監視されていたことを物語る。検挙に至らないものについても、相当数の情報提供があったと見られる。以下は、風評をもとに警察官が出征兵士の妻宅に赴き、貞操について指導を行ったという事例である。

不義の悪評ある留守宅に対する措置

応召者妻にして留守中素行不良にして風評に上る者ありて一般遺家族への影響及出征者の士気等をも顧慮し適切なる方策を講ずる要あるもの時に発生する状況にあり、因つて之に対し隠密の間に説諭を加へ、或は姦夫の雇傭主と懇談を為し之を他に転ぜしむる等の方法を講じて遺家族及び出征者の名誉保持に善処したる事例は瀧川警察署管下其の他に於て相当数に上り居れり。（傍点：引用者）

（内務省警保局 1939：88-89）

妻の貞操については、警察の頻繁な訪問・地域巡回による直接の監視はもとより、「婦人団体長ヲシテ毎月一回宛慰問セシメテ監視セシムル」（内務省警保局 1939：122）と、地域住民の代表者による監視を警察は指示している。そこで聞知された情報は、受け持ちの警察官のもとに集められ、妻達に対する指導や事件検挙に繋がっていった。

3. 戦時中の立法

3. 1. 性犯罪の厳罰化

1941年、政府は治安の悪化を防止し、燈火管制下において「各人が安心して家の周りぢうの電気を消しておけるやうに」（中川 1942：9）との目的で、「戦時犯罪処罰ノ特例ニ関スル法律」を制定した。この法は、全2条からなり、「戦時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態」で発生した犯罪について、1条は強姦罪や強制わいせつ罪の刑、2条では強盗罪や窃盗罪の刑が、それぞれ引き上げられることが規定されている(注15)。現行刑法の法定刑を加重する法を制定することで、犯意を自重させ一般予防を図ろうとしたのである。議会では、他にも防ぐべき犯罪はあるとの指摘があっ

たが、法の必要性が認められて即日可決され、2日後には公布されることとなった。この法に該当するのは燈火管制中等に敢行されたものであり、その条件下にない犯罪行為は本法の適用を受けない。

現行刑法において強姦罪や強制わいせつ罪は親告罪であり、相手を処罰することで被害事実が周囲に知られるくらいなら事件化しないことを望む被害者や家長に配慮して、その「利益」を保護するため訴追に告訴を必要とした(注16)。しかし、戦時においては被害者の利益よりも治安という公益を重視して、事件が発覚したものは全て検挙するとの方針から、犯行態様には関係なく非親告罪化され、このことは、新聞記事にも大きく取り上げられた。

燈火管制中に善良な國民、殊に女性が安心して用務を弁ずることが出来るやうにといふ國の親心から生れたのがこの特別取締法であり、従来婦人に關する暴行罪の如きは告訴によつて刑罰權が発動したものであるが、本法によれば告訴なくとも発動することとなつてゐるのは特に注目すべきであらう。

(『朝日新聞』1941年12月20日 3面)

燈火管制中に状況が限定されているとはいえ、性犯罪の厳罰化が行われたことは、女性の性的自由を法が保護したかのように思われる。しかし、被害女性のプライバシー保護よりも公益を優先した非親告罪化が行われていることや、強姦罪よりも強盗罪を重く処罰するという、性的自由よりも財産的法益を重視する現行刑法の価値判断を継承していることから、女性の性的自由の保護を目的にしたものとは言い難い(注17)。

一方、姦通罪については現行刑法のままで非親告罪化も厳罰化もされておらず、これほど出征兵士の妻の姦通行為を問題視していながらも、姦通罪自体の立法手当てはなされないままであった。

3. 2. 住居侵入罪の厳罰化

「戦時犯罪処罰ノ特例ニ關スル法律」が制定・公布された翌1942年、その他の罪も加重されることを定めた「戦時刑事特別法」が公布された。本法では、性犯罪の刑の加重は4条に規定されているが、前法の1条と条文は同じである(『法令全書』(昭和17年版:115))。

第17条では、住居侵入罪の刑を、従来の「三年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金」から、「五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金」へと加重する事が定められている(注18)。ここでは、現行刑法で規定された住居侵入罪のうち、「戦時ニ際シ」て行われたものを厳罰に処するとされているが、「戦時ニ際シ」という文言上の限定が行われているものの、法が公布された時点で既に「戦時」であり、昼夜を問わず如何なる状況で敢行された行為にも本法が適用され、厳罰に処せられるのであった。本法の解説書でも、適用範囲について以下

のように説明されている。

窃盗その他の不法なる目的を有する侵入者に依て住居の平和の侵されることは、個人の生活の安全感をおびやかし、延ては、国民の活動力に悪影響を及ぼすのみならず、遠く第一線にある者の士気にも影響を及ぼす虞があるのである。この意味に於て、戦時下に於ては住居の平和は、平時にもまして、是非とも、これを確保しなければならぬのである。そこで、本条は「戦時に際し」といふ要件を加へ且刑を刑法のそれよりも加重して戦時特別法を規定したのである。唯「戦時に際し」といふ要件を加へただけであつて、燈火管制中又は敵襲の危険其の他人心に動揺を生ぜしむべき状態ある場合に於てといふことは要件となつてゐない。従て戦時中の住居侵入は総て本条の適用を受ける。

(大竹 1943 : 157)

一方、強姦罪や強制わいせつ罪は「戦時犯罪処罰ノ特例ニ関スル法律」と同様に、燈火管制下等における犯行に法の適用範囲が限定されており、例えば平穏な昼間に敢行された性犯罪については、こうした法の厳罰化が適用されない。住居侵入罪の厳罰化に関しては、性犯罪よりも適用範囲が広いのである。

帝国議会では、住居侵入罪が厳罰化される理由を、政府委員が次のように説明した。

第十七条ハ刑法百三十条、即チ住居侵入罪ニ対シマスル戦時的ナ特別ナ手当デゴザイマス、之ヲ住居侵入罪ヲ一般的ニ此ノ刑罰ヲ加重スルコトニ依リマシテ、広大ナル戦線ニ於テ軍務ニ鞅掌サレテ居ラレマスル所ノ、将兵ノ方々ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメル、左様ナ意味合ヲ以チマシテ、本条ノ規定ヲ設ケタ次第デゴザイマス (注 19)

この条項は、出征兵士の不安を解消し、前線における士気を低下させないための措置として設けられたというのである。議会の説明では具体的には説明されていないが、「戦時刑事特別法」の解説書には、この条項は出征兵士の妻に対する姦淫を防止する目的で定められたことが明記されている。

住居侵入には、人の住居として使用する場所、人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に積極的に侵入する場合と、消極的に要求を受けて退去せざる場合とを包含するが、戦時に於て特に之を加重処罰するは、戦時出征応召者、徴用者等の留守宅の保護を目標とするものであつて、殊に猥褻、姦淫の目的を以てする悪性犯行を取締る趣旨である。

(梶田 1942 : 181-182)

戦時に於ける住居侵入罪の刑を特に加重しなければならない現状は如何にも遺憾とする所であるが、支那事変以来出征遺家族の留守宅に対する姦淫の目的を以てする住居侵入罪が事変下犯罪現象中相当なる位置を占めてゐる事情に照せば、此の点を主たる動因として住居侵入罪の刑を加重するのも亦大東亜戦争完遂上已むを得ない措置と云ふの外はあるまい。

(齋藤 1943 : 257)

実際取締りにあたる警察官に対して行われた戦時刑事特別法の解説には、住居侵入罪の厳罰化は出征兵士の妻の姦通行為を対象としたもので、実質的に機能しない姦通罪の代替措置であるという立法目的が、より具体的に踏み込んで説明されている。

又この住居侵入の立法理由としては出征将士の遺家族の保護が重要な眼目になつて居る。出征者の妻や娘などに対して不都合な事をする者がある、姦通罪が成立する場合にも夫の告訴の手續が取れない場合が多い、さればとて之を捨て置いては前線の士気にも関する。戦場の勇士に後顧の憂をさせる事になる、依■さう云ふ者には住居侵入罪で処罰するのが相当であるが、今迄のやうな軽い刑では其の目的が達せられないと云ふ意味であります。(引用者注：■判読不明)

(小泉 1942 : 12)

住居侵入罪の刑を加重するというこの条項は、出征兵士の妻に対する姦通行為を禁止し、取締り、処罰するために設けられた条項なのであった。住居侵入罪で姦通行為を取締まるという、逸脱ともいえる警察の方針が立法に流用されたのである。姦通罪の法定刑が「二年以下ノ懲役」であるのに対し、「戦時刑事特別法」によって住居侵入罪が適用されれば、その法定刑は「五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金」となった。

こうした対策や立法措置の結果、戦時期の住居侵入罪での認知・検挙件数は増加した(法務省法務総合研究所 1989 : 300-301) (注 20)。しかし、該当する事件の新聞報道はされていないとみられ、報道面においても夫の「名誉」は保護されている。

おわりに 出征兵士の妻に対する姦通取締り方策が意味するもの

戦時中、出征兵士の士気昂揚の目的で、妻に貞操を強要するためとられた方策が、姦通行為を妻の罪である姦通罪ではなく、妻と通じた男を住居侵入罪で検挙するというものであった。このことは、夫の告訴が不要となったという立件・起訴要件の緩和に加え、当事者の意思にかかわらず捜査当局の方針次第で性の取締りが可能となったことを意味していた。こうした法の運用によって姦通を取り締まり、徹底した貞操の強制を行ったことは、法による女性の性の管理であり、性の戦争利用でもあった。

妻の性も、プライベートなものから、警察が監視し取り締まる対象となり、公的に管理

されるものへと変容していった。そして、警察による取り締まりは、女性の性に対する住民の監視というまなざしをも育てたのであった。

注

- (1) 戦後、女性のみ貞操を課す姦通罪は男女平等を標榜する新憲法に違反するとして、男女両罰が廃止かが議論され、1947年にその条項は廃止されている。
- (2) 「婦ノ姦通ハ夫ノ家族中ニ血統ニアラサル兒子ヲ入ル、トノ危険ニ基キタルモノナリト雖モ唯此理由アルノミニアラス尚ホ其他夫ノ身ニ侮辱ヲ加ヘ夫ノ権利及ヒ其品位ヲ擯斥スルノ危険アリテ存スルモノナリ」(林 2003: 155)
後の刑法改正議論でも、旧刑法の姦通罪の制定目的は、法体系と夫の姦通行為は処罰対象ではないことを根拠に、「血統ノ純正ヲ保護スル趣旨」であると説明されている(林 2003: 328)。
- (3) 「元來姦罪ヲ告訴スル權ハ本夫ヨリ姦婦ニ及而已ニテ姦夫ニ迄及フヘキ者ト為ス原則ニアラス然ルニ姦婦ト同シク姦夫ヲ罰スルハ畢竟本夫ヨリ姦婦ヲ告訴シタルニ依テ姦夫ノ罪モ自然ニ發覺シタル者ト見做ス訳ナリ」(早稲田大学鶴田文書研究会 1977: 2069)
- (4) 第311条 本夫其妻ノ姦通ヲ覺知シ姦所ニ於テ直チニ姦夫又ハ姦婦ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥怒ス但本夫先ニ姦通ヲ縱容シタル者ハ此限ニ在ラス
『法令全書』(明治13年版: 146)
- (5) 宥恕規定における夫と妻の扱いの差違は、法案の起草にあたった司法省法律顧問のフランス人法学者ボアソナードが、当時の日本の社会状況を考慮して提案したものであった。ボアソナードは、夫婦いずれにも宥恕規定が適用されるベルギーやイタリア刑法を紹介しつつも、「之ハ宜シカラス」「若シ日本ニテ右二國ノ如キ刑法ヲ立ツルナラハ人民一般ニテ驚愕スヘシ」と、夫婦の権限に著しい格差のある日本においては、妻に宥恕規定を適用する必要はないと判断したのであった(早稲田大学鶴田文書研究会 1977: 1733頁)
- (6) 旧刑事訴訟法(1922年(大正11年) 法律第75号)
第264条 刑法第百八十三條ノ罪ニ付テハ婚姻解消シ又ハ離婚ノ訴ヲ提起シタル後ニ非サレハ告訴ヲ為スコトヲ得ス再ヒ婚姻ヲ為シ又ハ離婚ノ訴ヲ取下ケタルトキハ告訴ヲ取消シタルモノト看做ス
『法令全書』(大正11年版: 218)
高橋正巳は、夫婦間に子どもがいる場合は婚姻関係を解消することは容易ではなく、姦通事実があっても離婚に踏み切ることが出来ずに姦通罪で告訴を行う夫が少なかったと指摘し、「事実上子持ちの妻の姦通は放任行為に等しくなる」と述べている(高橋 1961: 128)。
- (7) 姦通罪を含む「猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪」において、国家は個人の性の保護に消極的であった。現行刑法の法案作成議論中、法典調査委員会第三部の部長の横田國臣は、「猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪」について以下のように見解を述べている。

私ハ猥褻トカ姦淫トカ斯ウ云フヤウナモノハ唯ダ現ハレタ所ヲ罰シテ置ケバ宜シイト云フノガ趣意デアリマスソレハ何ゼカト云フニ此猥褻斯ウ云フ罪ニ付テハ一体風俗ヲ害スルノハ大概サウデアリマスガ直接ノ被害者ト云フモノハナイ唯ダ間接ニソレデ以テ社会ニ悪風俗ガ蔓延シテハナラヌト云フ丈ケデ直接ノ被害者ハナイ直接ノ被害者ノアルノハ有夫姦ト良家ノ子女ヲ悪ルクシ為スト云フノガ先ヅ被害者ガアルト言フテ宜カラウト思ヒマス其被害者ノナイモノデアリマスレバ成ルベクナラバ非常ナ弊害ノナイ限りハ唯ダ現ハレタ所デ置キタイト思ヒマス（内田他 1993：462）

横田によれば、猥褻や姦淫の罪には直接の被害者は存在せず、例外として良家の子女と姦通における本夫が被害者と認められるだけである。ここには、国が積極的に性の保護のために法を制定したり取締りをするのではなく、事件が発覚した場合にのみ、告訴を受けてその対処をすればよいという方針が示されている。

(8) 兵士の妻をめぐる姦通や強姦といった「性に関する事件」に、軍は頭を悩ませていたという（羽床 1985）。

(9) 「応召遺家族ニ対スル風紀取締ニ関スル件

遺家族ノミノ会合スル機会ヲ設ケテ当該市町村婦人団体長又ハ学校長ヨリ武人ノ妻トシテノ婦道精神ノ確立昂揚ニ努メシムル様態憑シ之等ノ予防方法ト相俟テ其種事犯ノ絶滅ヲ期スル様格段ノ努力ヲ致サルベシ」（内務省警保局 1939：122）

(10) 「富山県の或村では村当局や警察の後援の下に銃後家庭を護る婦女のみの組織を結成「留守宅の妻女として相互親睦と日本女子としての誇りたる貞節を堅くして留守宅を護り軍人の妻としての名誉を保つ」ことを誓って毎月一回氏神様に参集し東方遙拝の後夫の武運長久を祈つてお互に慰撫、激励、業務に励み乍ら和気霽々裡に銃後の護に精進して居り、そして此の雄々しい婦女達の態度には一般村民も極めて深い理解と同情を持ち遺族の援護に積極的態度を執りつゝあると言ふ。」（内務省警保局 1939：78）

(11) 岐阜県では、警察が地域住民の代表者と「遺家族貞操保護会」を組織し、出征兵の妻の貞操問題の対処にあたった。そこでの活動は、秘密裡に行われたという。

「本会の活動は総て極秘の裡に取扱はれ公表さるゝことなく其の効果を収めつゝあり（中略） 本会の事業処理は極秘に処理されつゝあるを以て部外に対しての取扱上注意を要す（傍点：原文）」（内務省警保局 1939：170）

(12) 大審院 1918 年 12 月 6 日判決（『大審院刑事判決録』24 輯：1506-1509）

(13) 「応召遺家族に対する姦淫、住所侵入事犯防止（中略）

時局を毒する悪質事犯にして断乎検挙処罰の要あるを以て所轄検事局と連絡し厳罰主義を以て処理しつゝあり。」（内務省警保局 1939：283-284）

(14) 秋田県警察部では、出征兵士の妻をめぐる「時局犯罪の予防、検挙に関する措置」として、「姦淫、住居侵入事件検挙に関する取扱」については「慎重、秘密厳守、処理の迅速、厳罰主義、事件の速報等」を担当者に指示している（内務省警保局 1939：121）。

(15) 強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪、強制わいせつ未遂罪に関しては、当時の刑法では6月以上7年以下の懲役であったのが、3年以上の有期懲役に引き上げられた。強姦罪、準強姦罪、強姦未遂罪は、刑法では2年以上の有期懲役であったのに対し、無期又は7年以上の懲役が科されることとなった。強姦致死傷は、現行法の無期又は3年以上の懲役が、強姦致傷では死刑又は無期若しくは10年以上の懲役に、強姦致死にあつては死刑へと刑が引き上げられた（『法令全書』（昭和16年版：218））。

(16) 性犯罪が親告罪であることは、被害者にとっては、「泣き寝入り」することと、事実が周知されて結婚の望みがなくなることを承知で加害者を訴えることの、二つの選択肢しかなく、いずれを選択しても被害者の利益にはならなかった。加えて、実際には、告訴をするか否かの決定権は、被害者本人よりも家長にあった。こうした法の状況は、1996年の警察の被害者対策要綱の制定、2000年の刑事訴訟法の改正まで続いた。もっとも、法制度が変われば被害者に泣き寝入りを強いる社会意識も変わるとはいえず、近年でも、裁判員に被害事実を知られることを嫌って、被害者が裁判員裁判に該当する強姦致傷罪で立件することを拒んだケースがある（『朝日新聞』2010年4月9日 夕刊 13面）。

(17) 白石玲子は、「戦時犯罪処罰ノ特例ニ関スル法律」及び「戦時刑事特別法」において、性犯罪の法定刑が引き上げられていたことをもって、国家が女性の性的自由を保護したものであるとジェンダーの視点から評価している（白石 2006）。しかし、性犯罪では実施された非親告罪化が姦通罪についてはなされなかったことや、同時期に出征兵士の妻に対する貞操の強要が、生活指導面のみならず、通常の刑法の運用範囲を逸脱してまでも行われていたことを考えると、戦時中の立法によって性犯罪の法定刑が引き上げられたことは、女性の性的自由の保護というよりも、犯罪の一般予防及び女性の性を管理する為であったというべきであろう。

(18) 第17条 戦時ニ際シ刑法第三百三十条ノ罪ヲ犯シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 『法令全書』（昭和17年版：117）

(19) 『第79回帝国議会貴族院 戦時ニ於ケル領事館ノ裁判ノ特例ニ関スル法律案特別委員会議事速記録第三号』（1942年1月27日：11）政府委員池田克の発言

(20) 住居侵入罪認知件数（1940年（昭和15年）8,696件、1941年8,833件、1942年12,027件、1943年15,976件、1944年14,507件、1945年6,949件、1946年2,559件）（植松 1954：45）

姦通行為の取締りに住居侵入罪を適用した事件では、認知件数と検挙件数はほぼ同数だと考えられる。

参考・引用文献

秋田県警察史編纂委員会編『秋田県警察史 下巻』1971 秋田県警察本部

植松正「刑法犯変遷の罪名別考察」刑事学研究会編『本邦戦時・戦後の犯罪現象 第1編』

1954 法務大臣官房調査課

内田文昭・山火正則・吉井蒼生夫編著『刑法〔明治40年〕(2) 日本立法資料全集21』1993
信山社

大竹武七郎『戦時刑事特別法解説：附裁判所構成法戦時特例解説』1943 松華堂

尾形再臨「住居侵入罪の一つの問題」楠本英隆編『齋藤金作先生還暦祝賀論文集』1963 成
文堂

梶田年『戦時民事刑事特別法解義 並裁判所構成法戦時特例』1942 法文社

加納実紀代『女たちの〈銃後〉』1995 インパクト出版会

小泉輝三朗「『戦時刑事特別法』『裁判所構成法戦時特例』の大要(二)」『自警』1942 24(7)

齋藤直一『戦時司法特別法』1943 巖松堂書店

白石玲子「日本近代刑事法におけるジェンダー」三成美保編『ジェンダーの比較法史学
——近代法秩序の再検討』2006 大阪大学出版会

関哲夫『住居侵入罪の研究 正』1995 成文堂

高橋正巳『本邦犯罪現象の考察』1961 前野書店

内務省警保局『刑事警察研究資料第一五輯 昭和一四年五月 銃後遺家族を繞る事犯と之
が防止状況』1939 内務省警保局

中川善之助「新法令概説」中川善之助編『戦時立法第一年』1942 河出書房

羽床正義『竜山憲兵分隊分駐所——銃後のおんなたち』1985 石風社

林弘正『改正刑法假案成立過程の研究』2003 成文堂

法務省法務総合研究所『犯罪白書 平成元年版』1989 大蔵省印刷局

早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記 第三分冊』1977 早稲田大学出版
部

『法令全書』明治13年版
—— 明治40年版
—— 大正11年版
—— 昭和16年版
—— 昭和17年版

『大審院刑事判決録』24輯

『第79回帝国議会貴族院戦時ニ於ケル領事館ノ裁判ノ特例ニ関スル法律案特別委員会議
事速記録第3号 昭和17年1月27日』

『朝日新聞』1940年3月2日
—— 1941年12月20日
—— 2010年4月9日 夕刊

第2章 「満洲移民」女性に対する戦時性暴力 単身女性団員の強姦体験の語りから

猪股祐介

はじめに

1. 本章の目的

本章の目的は、満洲移民女性に対する戦時性暴力について、戦時戦後日本のジェンダー・人種・ナショナリズムの節合が、その語りを規定してきたことを明らかにすることである。ジェンダーとナショナリズムの節合について次の3つのことを明らかにする。第一に、戦時のジェンダー規範が単身女性に「慰安婦」となるよう強いるものであったことである。第二に男性同盟主義とナショナリズムの節合により、出征兵士の妻ではなく単身女性が「慰安婦」とされたことである。第三に、戦後日本において「慰安婦」は「開拓団の犠牲」として、集団的被害者意識に回収されつつも、「慰安婦」と「無事に引き揚げた者」の間になお深い溝があることである。

2. 先行研究の検討

1990年代から2000年代にかけて、韓国人慰安婦の証言を受けて、アジア・太平洋戦争における戦時性暴力を社会問題化した。主に国民国家論やジェンダー論を用いて、人文社会科学で学際的な研究が行われ成果が蓄積された。以下では、古久保（1999）を中心に満洲移民女性に関わる成果を確認する。

古久保（1999）は満洲引揚女性に対する戦時性暴力を、ソ連兵による強姦に限らない。これに加え、日本人男性による強姦、中国人男性による強姦を含める。前者は引揚時の日本人集団内で強姦があった事例が、後者は日本人女性が中国人と結婚したのち、強姦に等しい性的関係を強要された事例がそれぞれ挙げられている。そしてこれら強姦において、日本人女性が「交渉し、抵抗する『行為者』」であったにも拘らず、「完全な客体としての犠牲者」として表象されることを問題化する。それは「日本人」「開拓団」という「共同性」を存続させるためとされる。

古久保（1999）を次の三点において高く評価する。第一に、満洲引揚女性に対する戦時性暴力に、日本人男性による強姦と中国人男性による強姦を含めた点である。後者は中国残留婦人の社会問題化の裏面に隠蔽された。第二に、日本人による強姦を通して、日本人内部の加害―被害の重層性を明らかにした点である。川村（2001）はこれを集団自決の生存者が、自らの加害者性を認識した体験記において指摘した。それは集団自決を戦争の悲劇ではなく、日本人による日本人の殺害であったと捉え直す認識である。猪股（2011）は開拓団がソ連軍に対して、治安維持と引き換えに、「慰安所」を設置した事例から、幹部男

性と被害女性、また女性間の加害—被害関係を指摘した。第三に、「日本人」「開拓団」の共同性の存続のために、満洲引揚女性の犠牲者像が構築されたことを指摘した点である。成田（2010）も『流れる星は生きている』（藤原 1949）の分析を通じて、日本人内部の加害—被害関係に関する言及を巧みに避けることで、これら共同性の存続を図ったことを指摘した。

しかし古久保（1999）含めこれら研究は、「日本人」「開拓団」という共同性をいかに解体するか、その道筋を示せなかった。古久保（1999）は一方で犠牲者像解体のために、被害女性の経験に「行為者」を見出そうとする。他方で被害女性が「自らの記憶を語ることは、無力な、完全な客体としての『犠牲者像』とは齟齬をきたしてしまう」という。このため被害女性の「行為者」と「犠牲者像」との齟齬の指摘にとどまり、被害女性が「日本人」「開拓団」という共同性において、いかに「行為者」から「犠牲者像」へ抑圧されたかを明らかにしていない。同様のことは川村（2001）、成田（2010）、猪股（2011）にもいえる。日本人内部の加害—被害関係を指摘するだけで、その関係性がいかにつくられたかを明らかにしていない。

これに対して、本章は満洲移民女性に対する戦時性暴力が、出征兵士の妻と単身女性との間で非対称であったことに注目する。日本人内部の加害—被害関係が、出征兵士の男性同盟主義によって線引きされたことを指摘する。ここでいう男性同盟主義とは、酒井直樹によるホモソーシャリティの訳語である（酒井 2007:25）。酒井（2007）はその定義をはっきりとさせていないが、筆者はその用法をもとに次のように定義する。男性性同盟主義とは、男性による女性の支配を前提とし、これを共有する男性間に生まれる連帯意識である。この男性同盟主義において「女性はその行為主体性を剥奪され贈与交換における交換項に還元」され、「女性は人格的な能動性を失ってしまい、所有物になり、所有されるべき物としてののみ」（酒井 2007:28）扱われる。酒井によれば、ナショナリズムや植民地主義は男性同盟主義を基軸としている（酒井 2007: 25—28）。

満洲移民女性に対する戦時性暴力は、この男性同盟主義を二つの形で揺るがす。一つは「国民・民族の女」を支配・管理できなかつた屈辱の形である（井桁 2005: 100）。もう一つはより深刻である。それは男性同盟主義による管理（選別）が顕在化する形である。戦時性暴力は女性に、自国男性が女性を所有物として選別したこと、またその選別で劣位に扱われたことを、意識されてしまう。それゆえ戦時性暴力について、男性同盟主義による激しい否認を受け、女性は沈黙を強いられた。

ここで注意すべきは、グロスマン（1995=1999）が指摘したように、特定の女性に対する戦時性暴力を、戦時性暴力一般に脱歴史化してしまわないことである。グロスマンは、ソ連兵によるドイツ人女性の強姦について、「強姦の予想」「強姦の経験」「強姦の結果」「強姦の後」に分け、ワイマール時代と国民社会主義時代の人口政策的言説とロシア人に対する人種意識の混交、そしてドイツ社会の再男性化という歴史的な脈の中で、被害女性が強姦に対して主体的に行為したことを明らかにした。ドイツ人女性と満洲移民女性は、帝国

の崩壊によりソ連兵に強姦された点で共通する。またグロスマン（1995=1999）において重要なのは、ジェンダー・人種・ナショナリズムのヘゲモニーが、強姦の予想から強姦の後に至る歴史的な文脈と被害女性の主体的行為によって変容した結果、強姦の語りも沈黙へ転じたことを指摘したことである。これは先述の古久保（1999）における犠牲者像解体のために被害女性に「行為者」を見出す戦略を拡張したものであり、「日本」「開拓団」という共同性を歴史的に構築された過程を明らかにする戦略といえる。

3. 本章の構成

本章は、満洲移民女性に対する戦時性暴力について、次の4つの時点において論じる。第1節では、戦時下満洲移民の準軍队的性格とジェンダー規範を論じる。満洲移民女性は団長を頂点とする開拓団という準軍隊組織と、近代家族と天皇制家族主義のダブルバインドによって規律＝訓練された。その結果女性団員は開拓団のための犠牲を予感する。第2節では、満洲移民女性に対するソ連兵による強姦の経験を論じる。2000年の郡上村開拓団（注1）、2005年の黒川開拓団（注2）に対する聞き取り調査から、ソ連兵の進駐に際し、出征兵士の妻が守られ、単身女性が「慰安婦」とされたことを明らかにする。ここから「召集されて不在の仲間＝男性への配慮」である男性同盟主義を析出する。第3節では、公式の記録で語られてこなかった戦時性暴力が、1972年の日中国交正常化以降の旧入植地訪問による再集団化を契機に、開拓団誌において語られた過程である。それは「国民・民族の女」を管理できなかった屈辱や男性同盟主義による選別が消され、開拓団の犠牲者として集団的被害者意識に回収される過程であった。第4節では、2000年代被害女性が私に経験を語ったことが、犠牲者像を越える主体的行為であったことを論じる。

1. 戦前のジェンダー規範

1. 1. 満洲移民の準軍隊組織

満洲移民は満洲国建国の1932年武装移民として送出された。武装移民は屯田兵的性格が強く、第一次移民は現地ゲリラの根拠地に入植させられ戦闘に巻き込まれた。このように武装移民は現地住民の強い抵抗にあい定着が難しく、試験移民にとどまった。

1936年の二・二六事件を受けて成立した広田内閣において、満洲移民の「20ヵ年100万戸送出計画」が七大国策の一つにとりあげられ様相は一変する。試験移民期の軍事的目的は退き、国内の過剰人口問題解消と満洲国への日本人勢力の扶植が前面に出される。ところが1937年には日中戦争へ突入し、日本国内の労働力需要が高まり、移民送出が困難となっていく。

それにも拘わらず、国策化した満洲移民事業は、農村恐慌対策の「農山漁村経済更生計画」と結びつき、1938年分郷・分村移民へと拡大する。分郷移民は数カ町村、分村移民は一村を母村として、200～300戸からなる移民団を編成し、日本農村から満洲へ移民を送出する形態であった。しかし、農村の労働力不足という現実を前に、計画戸数の半数にも

満たない虫食い団が続出する。このため、計画戸数も国から県を通して市町村へ割り振られるノルマと化し、半強制的な送出が常態化していった。

このような送出戸数の低迷を打開するために、義勇軍移民団が1938年より送出される。義勇軍は数え年16—9才の男性により構成され、日本茨城県内原2—3ヶ月、満洲各地の訓練所3年間の訓練を経て、中隊300名単位が入植し、移民団に移行する。政策立案者のねらいは、1名が1戸になることで送出戸数が飛躍的に伸びることにあった。また、高等小学校卒業間もない青少年を対象とすることで、分郷・分村移民における離村に対する強い抵抗が少なく済むこともねらいの一つであった。そして愛国主義教育下の教員の説得と義勇軍の呼称が、青少年を満洲へと駆り立てた。こうして1942年以降、満洲移民の主な送出形態は義勇軍となった。

満洲移民事業は1939年の満洲開拓政策要綱とそれに基づき制定された「開拓三法」により、本格的に法整備された。このとき移民・移民団等の呼称は開拓・開拓団に改められた(よって以下開拓団で統一する)。これにともない移民事業の目的も食糧増産に重きが置かれるようになる。しかし「開拓」とは名ばかりであったことを忘れてはならない。そのことは開拓団の多くが現地住民の既墾地へ入植したことや、団員の多くは満洲の大規模農法に適応できず、地主化や富農化したことに端的に示されている。

これら開拓団の植民者としての性格は、現地住民との間に民族的対立を生んだ。このため、非常時に備えて、開拓団本部や各部落長の家には銃が置かれ、本部と県公署は電話回線につながれた。また開拓三法の一つ「開拓団法」では、団長はじめ団幹部には軍属に準じる強い権限が与えられた。これは分郷・分村移民では郷里の人間関係が持ち込まれたためであり、義勇軍開拓団では団員が19—22才と若い男性ばかりであったために、争いが絶えなかったためである。

ここまでみてきたように、満洲移民は義勇軍開拓団とその他の一般開拓団に大別されるものの、いずれも200戸程度からなる準軍隊的組織であることに変わりはない。特に義勇軍開拓団は団長の多くが教員、団員が青少年であり、中隊編成に顕著なように軍隊組織に限りなく近かった。他方で一般開拓団においても開拓団法に基づき、団長の権限は絶対化され、義勇軍開拓団ほどでないにしろ準軍隊組織であった。満洲農村という他民族の大海原に浮かぶ開拓団において、日本人移民が生きていくためには準軍隊組織をとるより他なかったといえる。敗戦間近の1944年の根こそぎ動員で、成人男性が応召したのは、開拓団は少数の高齢な男性幹部と婦女子が取り残された。このため開拓団はソ連軍の侵攻時に、少数の団幹部の命令に女性が従属せねばならない状況が作られていた。

1. 2. 「大陸の花嫁」政策

戦時女性は「大陸の花嫁」として送り出された。彼女らは主に義勇軍開拓団の配偶者として送出された。先に見たように義勇軍は男性のみで構成され、3年後に開拓団へ移行する。大陸の花嫁はこの開拓団移行に伴う配偶者問題対策として、1942年以降本格化する。

日本では女子拓殖訓練所が、満洲では開拓女塾が各地に整備された。

『女子拓殖者指導者提要』（拓務省 1942、以下『提要』）は、満洲開拓の意義として「民族的接触」を挙げる。それは以下のように限定されていた（相庭等 1996）。

また日満両国民族の結婚による民族的包含も毛頭積極的意義を持たない。八紘一宇の精神は常に中核的指導的性格を持って居るからである。

満洲移民と現地住民の通婚は排除される。それゆえ義勇軍の配偶者として日本人女性の送
出が不可欠となる。彼女らに期待されたジェンダー規範とはいかなるものか。『提要』は「満
洲開拓地での女性の役割」として以下の項目を挙げる。

一．開拓政策遂行の一翼として

- (イ) 民族資源確保のため先づ開拓民の定着性を増強すること
- (ロ) 民族資源の量的確保と共に大和民族の純潔を保持すること
- (ハ) 日本婦道を大陸に移植し満洲新文化を創健すること
- (ニ) 民族協和の達成上女子の協力を必要とする部面の多いこと

二．農村共同体に於ける女性として（省略—引用者）

三．開拓農家に於ける主婦として

- (一) 開拓農民の良き助耕者であること
- (二) 開拓家庭の良き慰安者であること
- (三) 第二世の保育者であること

注目すべき点は次の三点である。第一に出産と純潔の保持が要求された点である。第二に「助耕者」と「慰安者」と生産労働と再生産労働とを要求された点である。第三に「日本婦道」「慰安者」に顕著なように、義勇軍男性に従属する「主婦」と位置づけられている点である。特に最後の点は、幹部ら男性団員が、引揚時彼女らに性暴力を受忍させる暴力を予感させる。すなわち戦時のジェンダー規範は、戦時の「慰安者」の戦時の「慰安婦」への転換を容易にさせた。

1. 3. メディア・教育における「大陸の花嫁」像

大陸の花嫁は、雑誌・新聞等のメディアおよび学校・講習会等の教育を通して、盛んに宣伝された。それらは公私両面にわたり階層上昇をもたらすと説いた。公では軍人に準じる社会的地位の獲得を示した。私では近代核家族の主婦役割を示した。

前者の例として『婦人倶楽部』1940年12月号、巻頭グラビア記事「大陸の妻目指す乙女部隊」が挙げられる。後者の例として『主婦之友』の口絵に描かれた大陸の花嫁像が挙げられる（若桑 1995）。後者について、古久保（1997）は満洲移民の家族言説において夫

婦愛が強調されることを指摘する。具体例として、弥栄村開拓団の学芸雑誌『北辰』1934年3月号掲載の「新ホーム」という詩を挙げる。その詩では「出雲大社の結びの神も顔まけするよな」「むずまじ」い夫婦間の情愛を描かれている。これは戦前日本の母役割中心の近代家族とも異なる、妻役割中心の新しい近代家族であり、農村女性を魅了した（古久保1997）。裏を返せば、彼女らは「ロマンティック・ラヴ」に囚われ、配偶者男性への奉仕を厭わない女性に仕立てられた。

ただ先にみたように、彼女らには生産労働・再生産労働の双方が要求された。現実の開拓地において、彼女らは農作業の補助と出産・育児に追われる過労状態にあった。そのひずみは乳幼児死亡率の高さとなって現れた（今井 2005）。また開拓女塾の教育は、メディアが描く夫婦愛の近代性と異なる、日本人女性の心構え＝日本婦道に基づいた。郡上村開拓団内の凌霜女塾は開拓女塾に指定された。女塾生の渡辺幸子は次のように振り返る。

そうなんです。それだから、もう、だんだん、女塾にいるうちに、こう戦争が激しくなってきたから、「日本人の女性として、あくまで、最後を、あの、立派にがんばれ」ということを、いつも、それを言われましたね。どんなことが、もうこれ鼻先に、あの、危険が迫っているこういう状態では。それだから、「しっかり、日本女性に恥じないように、最後を務めよ」ということをやかましく言われました。

「最後を務めよ」とは自決を意味する。日本民族の誇りを守るために命を捨てるよう、教育された。よって女塾生は二重のジェンダー規範に囚われていた。一つは夫婦愛に基づく男性団員への従属である。もう一つは自民族主義に基づく日本男性への従属である。引揚時彼女らに性暴力を受忍せしめる暴力は、これら戦時中のメディア・教育の中にも組み込まれていた。

2. 引揚時の戦時性暴力

2. 1. 本部団員と単身女性との非対称性

郡上村開拓団（注3）は1945年8月18日、全団員は現地住民の襲撃により本部部落に集結した。このとき幹部は戦時中より住居のあった本部部落にとどまり、他方で一般団員は日本人小学校に収容された。ソ連軍が郡上村開拓団の入植地に進駐したのは、9月7日に進駐のことである。それ以降、ソ連軍により開拓団が退去を命じられる9月28日まで、ソ連兵による強姦が続発した。加藤文子（仮名）は本部事務所にて被害にあった。その経緯を次のように語る。

わたしはほんとに恥さらしで、あれやけども、ほんとに強姦されてね。それはあのやっぱり、ちょっとした事務所があったんやわね。そのときに男のひとが3人か4人しかいなかったんやけども、そこにいつもお金を置いてあったわけやね、事務所で。

そやけど、中村さん（幹部男性—引用者注）はどういうあれやったか知らんけど、部屋へね、ちょっとそのロスケが来る前にね、部屋へ持っていったわけや、お金を。そのあとへ2人のロスケが入ってきて、酒のんでね。もう銃を2人が持ってふらふらになってきて、そして金をだせっていったんやね、あれはたぶん。そしたら金はないって中村さんは言ったんやね。そしたら金目当てにきたんやけど、結局金ださんもんで、男のひとも全部外へ出しちゃってね、わたしだけ1人にしたのよ。その事務所もね、1つしか入り口がないのよ。そんでわたしはほんとにまんだ子供でね、なん、なにされるんやらね、そういうことぜんぜん思いもせなんだの。で、金がないであれかなあって思って、そしたらね、結局強姦されたわけやね。

ソ連兵は「ロスケ」「酒のんで」「もう銃を2人が持ってふらふらになってきて」と蔑視されている。ここには戦時中の日本人のソ連（ロシア）人に対する民族差別が投影されている。またそれと同時に、ソ連兵の人種・民族的表象は、聞き手の私に対して強姦が不可抗力であったことを訴え、語り手である被害女性のプライドを維持する効果がある。

注目すべきは、幹部男性（中村）が、文子のいる事務所へ、「どういうあれやったか知らんけど」金を移動させ、ソ連兵の金銭要求に対して「金はない」と拒否したことである。また文子が単身女性であったことである。これらより指摘できることは、幹部男性は「彼女の性」より「開拓団の財産」を優先させたことである。さらに踏み込んで推測するならば、幹部男性は単身女性の文子をソ連兵に強姦させる状況を意図的に作り出したと思われる。これは古久保（1999）が「関与者としての男の語り」に見出した女性への認識と符合する。すなわち「召集されて不在の仲間＝男性への配慮が優先されて、未婚の女性が提供に値すると選択された」（古久保 1999）。このことがさらに先鋭的に表れた事例が、次にみる黒川開拓団である。

2. 2. 「慰安所」に送られた単身女性

黒川開拓団（注4）には1945年8月13日ソ連軍が進駐したが、退去命令は出なかった。このため黒川開拓団は入植地に留まり越冬し、翌1946年8月13日、日本引揚げに向け南下した。開拓団の多くは、先に見た郡上村開拓団のように入植地からの退去命令や、現地住民の「襲撃」により入植地を追われ、大都市や関東軍の集結地と目された町を目指して、逃避行を余儀なくされた。ではなぜ黒川開拓団は例外的に入植地に留まれたか。それはソ連軍に治安維持と引き換えに、独身女性14、5名を提供したからであった。彼女らは幹部男性の命令により、一軒の家に集められ、そこでソ連兵に強姦され続けた。この「慰安所」の生存者である女性は次のように述べる。

それで、そこで団長さんが考えて、「兵隊に行かれた人の奥さんはしょうないけど、娘たちを14,5人、どうか頼むから、この団のためになってくれ。」っていうことで

ね。12月までは、その兵隊が来ると、ひっぱり出されることが、度々ありました。みなさん、涙のんで、やけくそになって、それこそ、向うの白酒をのんで、やけくそになったこともありましたけど。それでも、病気になって、なかで死んでいった人が、そのグループで3人くらいありますけど、あとはね、今でも「もう、あのときを思ったら本当にしゃくにさわるな」と言うけど、「それでみんなが生きて来られたんなら、いいんじゃない」って言ってみんなで話すんだけど、口惜しい思いもしました。

ここでも出征兵士の妻は除外される。古久保は「関与者としての男の語り」にナショナリズムと開拓団という二つの共同性を見出している（古久保 1999）。しかしここでは、それ以上に「召集されて不在の仲間＝男性への配慮」が重要である。すなわち、男性のホモソーシャルな絆によりナショナリズムは発動する。さらに先述の戦時のジェンダー規範が、独身女性の「慰安婦」への横滑りを正当化したことが推測される。そうでなければ、幹部男性は出征兵士の妻が除外することを正当化できなかったであろう。このことを被害女性の側からみれば、出征兵士の妻が単身女性より優先される信憑が、共有されていたといえよう。また開拓団という共同性は、古久保（1999）が指摘したように、被害女性に沈黙を強いるだけではない。沈黙を破ることを可能にしたことが、「それでみんなが生きて来られたんなら、いいんじゃない」という語りに見て取れる。

2. 3. 交換物にされた単身女性

郡上村開拓団は入植地を出発したのち、1946年10月15日長春市西大房身の日本人収容所に入る。辻村徳松副団長が引揚げまで開拓団を終始統率した。収容所には複数の開拓団が収容され、辻村はこれら開拓団を束ねる役職に就いた。そのなかには義勇軍も含まれていた。そしてその一部は暴行を働く等逸脱行動が絶えなかった。辻村ら幹部は苦慮の末、女塾生を義勇軍幹部と結婚させ、問題の解決を図ったという。団長の米寿記念誌には次のような体験談が寄稿されている。

彼等こそ、今は亡き辻村副団長さんが最も心労の因とされていた連中でした。如何にしたらこの荒れくれ共（＝義勇軍—引用者注）の気を静め、民心の安定を計ることができるか、熟慮された末、その首領に嫁を取らせることになり、団の女塾生で常日頃快活なNさんが人身御供に選ばれたのでした。それから暫く、彼等の動きも鳴りを潜めていたようでしたが、数カ月後になって、首領の行方が判らなくなり、消されたのではないか、と噂が飛ぶ事態が起きてしまったのです。引揚げて佐世保に上陸した折、赤ん坊を背負ったNさんを見かけたのでしたが、その後の彼女の消息は判らないのです（山下 1995: 139）。

ここでも、「慰安所」に単身女性が送り込まれたのと同様に、女塾生＝単身女性が義勇軍に

差し出される。ソ連兵のみならず日本人同士であっても、出征兵士の妻を守るために単身女性が差し出される。このことから、満洲移民女性に対する性暴力において、ナショナリズムよりジェンダー規範がより強く作用していることがいえる。さらに N は消息不明という形で、開拓団という共同性からも抹消されてしまう。同じ女塾生は当時の経緯を次のように述べる。

そのときにな、結婚させてくれって来るんやがな。そしたら楠先生が「ようていかんとおれが殺されるで、いやでももらってくれなならん」って言って、本部で簡単な結婚式を挙げてな。その子（＝義勇軍の首領—引用者注）が嫁を連れて自分が部屋入ろうとしたらよ、部屋にまんだ 5、6 人（＝義勇軍の仲間—引用者注）おったんよ。そしたら嫁さんだけ引きずりこんで、その子は追い出されたんよ、むこう。追い出されてな、あっち遠いとこまで逃げておった、ひと月ほど。そして様子見にきたんや、ひと月ほどたってから。そしたらその長谷川（＝義勇軍の首領—引用者注）さんって子やった、その子を殺してまったよ、上の子が...（中略）結婚した女性は、N さんって子やった（中略）。

引揚げてくるまでいっしょにおった、5、6 人の男の子が守しとった。そういうことがあったよ。楠先生がこわがってよ。わしに大事がなんとか、便箋 1 枚書いてわしにな、楠先生にやってくれって持ってきたやろ、長谷川（仮名）さんって子が（中略）。あれはそんで神奈川やっていって、郡上でなかったよ、義勇隊の子（＝義勇軍の首領—引用者注）。遠いとこの子やった。汽車で、名前もなにもあのとき聞いとかんもんで、親に知らせられんので、そいつが一番後悔しとる。いっつも思い出しては、あれなんも聞いていたって安心させるのになって、いっつも思うけど、どうしようもない。

先の男性の体験談と大筋重なる。体験談の「首領の行方が判らなくなり、消されたのではないか、という噂」が、語りではより詳しく説明されている。すなわち、5、6 名の義勇軍のメンバーが首領を殺し、N を引揚げまで輪姦していたようである。その結果 N は佐世保で、誰が父親か分からない赤ん坊を背負っていたのであろう。また幹部男性は自らの生存のために N を差し出したようである。楠先生とは凌霜塾塾頭として、その精神的指導者を務めた人物であった。ただこれらのことは、女塾生の語りのみに基づき、推測の域を出ない。

他方で一つ確かなことは女塾生の語りにおいても、被害女性 N が抹消されることである。語り手の女塾生は N よりの行方よりも、義勇軍の首領の消息を彼の親に伝えられなかったことを悔やむ。彼は N に対する加害者であり、同郷者でもないにも拘らず、心残りであったと語られる。

この奇妙な転倒はいかに説明できるだろうか。2 つの可能性が考えられる。1 つは彼女が戦時のジェンダー規範に引き摺られている可能性である。義勇軍＝男性準兵士を、女塾生＝単身女性より優先している可能性である。もう 1 つは彼女が同じ女塾生でありながら、

救えなかった N を語りから抹消している可能性である。女塾生の被害者を抹消することで、自らの犠牲者像を守ろうとしていると考えられる。後者であるとするならば、語り手一聞き手（筆者）の間でジェンダー規範が作動していることになる。いずれにせよ N は闇に葬り去られる。引揚港で墮胎された嬰兒と同じように。

3. 開拓団の再集団化と戦時性暴力

3. 1. 旧入植地訪問

黒川開拓団は 1946 年の引揚後、翌 47 年より毎年慰霊祭を開いた。開拓団は遺族会に再編され、1961 年には招魂碑が建立され、引揚犠牲者に対する慰霊は一つの節目を迎えた。引揚者意識からの脱却がいわれ（岐阜県拓友協会、2004: 175）、翌年以降、慰霊祭は隔年となった。

1972 年の日中国交正常化により、旧入植地である中国東北地区訪問が可能となると、黒川分村遺族会においても訪中団派遣の気運が高まった。彼らが旧入植地へ再訪できたのは 1981 年のことであった。訪中団として、かつての団員と寝食をともにし、入植地に足を踏み、敗戦後 1 年の間に亡くなった肉親を葬った小山で黙祷し、帰国後に記念誌を編集するなかで、入植地にとどまるための「慰安所」について語る機会が生じた。1981 年の第 1 回訪中団記念誌には、次のように書かれている。

お茶を飲みながら当時の思い出話しとなる。皆さんそれぞれ苦しかったこと、話し合っている内にあと一日で陶頼昭和にいけるという気持ちも手伝って泣きながら話した。思い出すまい、忘れたいという心に決めているのに、なぜ今鮮明に私の心にこみあげてくるものは一体何だろう？あの時のくやしさ、悲しさ、情け無さ、忘れたいと思うほど、こみ上げてくる涙となって私を苦しめる（黒川分村遺族会 1981: 49）

記念誌では具体的な「慰安所」に関する語りは避けられている。ただ「皆さんそれぞれ苦しかったこと」を背景に、そこに収まらないトラウマ経験があったことが浮かび上がるのみである。「鮮明に私の心にこみあげてくるもの」をその場で語り得ただろうか。きっと「慰安所」での「くやしさ、悲しさ、情け無さ」といった感傷は、開拓団の被害者の語りに回収されずに、涙として流れたであろう。それゆえに被害女性は強姦の記憶の反復から逃れられないのである。

3. 2. 「乙女の碑」の建立

訪中団の帰国後、遺族会は招魂碑の横に「乙女の碑」が建てた。訪中団による旧入植地訪問と記念誌編纂は、黒川開拓団の共同性を再編した。遺族会は「乙女の碑」建立にあわせ、白川町広報に次の記事を寄稿した。

幸い、治安を維持するソ連軍憲兵の力を借りて治安も少しずつよくなって、かろうじて集団自決の大事だけは免れました。しかし、その陰には当時のうら若い乙女たちの尊い、かつ痛ましい青春の犠牲があったのです。(中略) これが、開拓団の陶頼昭における最大の痛ましい、屈辱的な事件で、私たち開拓団員はそのことについて固く口をとぎしてきたのですが、あれから三十六年、無事引き揚げた団員はその乙女たちになんらかの償いをしなければと、ここに「乙女の碑」建立の運びとなりました(白川町 1982)

まず注目されるのは「ソ連軍憲兵」である。先に見たように、被害女性の語りや体験記では、ソ連兵は「ロスケ」「酒でべろべろ」等蔑まれ、軍紀の乱れが強調される。だが、ここでは「ソ連軍憲兵」と治安維持の能力が強調されている。それにはソ連軍と開拓団との治安と女性の「取り引き」を正当化する効果がある。また乙女の犠牲を「尊い」ものであったと高める効果がある。つぎに「慰安所」を「開拓団の痛ましい、屈辱的な事件」と位置づけることで、開拓団の女性を守れなかった屈辱と被害女性の受けた屈辱が、開拓団の共同性に回収されてしまう。そして最も注目すべきは、「無事引き揚げた団員はその乙女たちになんらかの償いをしなければ」である。ここで「無事引き揚げた団員」と「乙女たち」は開拓団の内部で差異化され、「乙女たち」はあたかも死者のように扱われる。事件の詳細も伏せられたまま、開拓団の被害性と被害女性の存在だけが公共圏に置かれた。

4. 被害女性の語りを可能にしたもの

2000年の被害女性の語りは、1991年の金学順の証言をきっかけとする、「従軍慰安婦」(以下「慰安婦」)の歴史的文脈に規定された。「慰安婦」は歴史学による実証とフェミニズム運動により、90年代以降、日本社会において社会問題となった。黒川開拓団の「慰安所」の生存者は、自らの被害体験を「慰安婦」になぞらえ、あえてそれを語る理由を次のように語った。

うん。それで、それは、こうオープンにしていって...わかつとも、言えないことですのでね。みんなが心の底で、ずーとこう抑えてきているわけです。こういう書くことにも、一辺ずっと前に書いてくださったこともあったんだけど、本当に言っただけで、分っていることだから、言わんといけん。歴史の中の、今のよう、漢民族が慰安婦だとか、ああ言われますけど、私どものグループだって、結局は同じことで、済んできたんです。

「私どものグループ」は開拓団の中の内集団にとどまっていた。しかし「慰安婦」問題が広く社会に共有されることで、開拓団とは異なる共同性を持ち得た。

やっぱり、そうですよね。そいだから...漢民族（前後の文脈より漢族のことー引用者注）の人たちが今言われるのもなんだけど、そうでない同じ日本人がね、どんだけ大陸の中で、とか他での外地でもそうでしょうけど、涙を呑んだか知れませんか。けども、命を落としては帰って来られない。「日本へ帰りたい」ということの一途な思いで、みんながいろいろ耐え忍んだわけですね。

このように漢民族＝中国人や朝鮮人が「慰安婦」の被害を訴え社会問題化することで、彼女ははじめて日本人の内部に、「開拓団のための犠牲」の美名のもと、単身女性が選別され「その行為主体性を剥奪され贈与交換における交換項に還元」されたことが語り得たといえる。それが2000年代に可能となったのは、「漢民族の人たちが今言われるのもなんだけど」とあるように、東アジアの「慰安婦」問題を参照項とすることで、自らの強姦体験を男性同盟主義に基づく女性の主体性の剥奪として再解釈できたからであろう。「みんながいろいろ耐え忍んで」という言葉には、命を落として帰国できなかった「慰安所」の犠牲者が想起されている。

ただ満洲移民単身女性の強姦被害者とアジアの「慰安婦」との間には、決定的に異なる点があることも忘れてはなるまい。それは満洲移民被害女性が被害体験を「日本へ帰りたい」と祖国への感傷によって主体的に捉えられるのに対して、「慰安婦」にはそのような感傷が入り込む余地が一切ないことである。満洲移民被害女性に対して、日本人である聞き手の私は、日本社会で共有されている「敗戦国民の被害者意識」に基づき共感しやすい。しかし「慰安婦」は、韓国における「償い金」の受給者に対する差別にみられるように、犠牲者像から少しでもずれる語りは許されない、すなわち徹底的に客体化された存在といえる。

おわりに

「開拓団」という共同性は、満洲移民政策とソ連侵攻後の本部集結により構築された。政策は1939年満洲移民から満洲開拓へ用語を統一した。これには二つの理由が指摘できる。一つは満洲移民の役割の比重が軍事から食糧増産に移行したことである。もう一つは義勇軍開拓団が主となり、「開拓」という国家建設（開発）のイデオロギーを全面に出す必要があったからである。体験者含め満洲移民関係者の多くはこの開拓に拘る。それは開拓と満洲移民が国策であることとが、固く結びついているからである。体験者の多くにとって、「開拓」は開発者か犠牲者、または両者を合わせた存在として、「日本人」の共同性に適う資格を主張できる根拠である。

戦時女性は「大陸の花嫁」として送り出された。彼女らは政策と日常実践により、開拓団の生産・再生産労働に奉仕する良妻賢母の行為体となった。大陸の花嫁は義勇軍開拓団の配偶者として送出された。農業労働者と「大和民族の増殖」の役割の他、40年代以降は「大和民族の純潔性の保持」の役割を期待された。ただ彼女らは大陸の花嫁を受動的に選

扱ったわけではない。女性は軍人になれないが、大陸の花嫁となることで一人前の臣民になれた。また近代核家族の団欒という近代性への憧れがあった。他方で開拓女塾では日本婦道、日本民族の誇りのためなら命を捨てる、滅私奉公の精神を身に付けさせた。彼女らは開拓団を守るため、戦時性暴力を受忍してしまう精神構造を持つに至った。

ソ連侵攻後のソ連兵による戦時性暴力には、2つのパターンがある。一つは郡上村開拓団における幹部男性の行動に起因する強姦である。偶発的にみえる強姦も、幹部団員とその他団員の避難施設が異なるなど、幹部男性の思惑によるところが大きかった。もう一つは黒川開拓団での「慰安所」での戦時性暴力である。幹部男性の思惑が先鋭化した例である。義勇軍開拓団と開拓団女性の結婚もまた、幹部男性の命令によるものであった。だがこれらは戦後「開拓団の犠牲」として、幹部男性の加害性は不問に付される。

引揚後、開拓団の多くは2つの回路を通じて再集団化した。一つは戦後開拓を通じて、もう一つは旧入植地の墓参を通じてである。黒川開拓団の事例でみたように、旧入植地の墓参では「被害者共同体」として再集団化した。女性、なかでも「慰安所」の被害者は「尊い犠牲者」となった。開拓団という共同性を通して、彼女らは自らの経験を内集団に向けては「語る」行為者となれた。ただ彼女や開拓団が、外集団に向かって、強姦という「過剰な」犠牲を語ることはなかった。開拓団という共同性は両義的である。一方で被害者同士が語り合える内集団を形成せしめる。他方で幹部男性が彼女らをソ連兵に提供した加害性を隠蔽する。

黒川開拓団ではいまなお、満洲体験を持たない二世により、共同性が維持されようとしている。開拓団が担った共同性は維持すべきである。それが戦時性暴力の被害者の内集団形成を支えているのは確かである。だが今後は「開拓団」とは異なる共同性を構築すべきである。生存者に語りを強要する暴力は厳に慎まねばならない。他方で、彼女らから語りたいたいという呼びかけがあり、それに応答できる時間は残り少ない。

注

(1) 2000年の郡上村開拓団元団員に対する聞き取り調査。以下郡上村開拓団元団員や凌霜女塾生の語りの引用は本調査による。なお団員の個人名は、団長等役職にあったものを除き全て仮名である。

(2) 2005年の黒川開拓団元団員に対する聞き取り調査。以下黒川開拓団元団員の語りの引用は本調査による。なお団員の個人名は全て仮名である。

(3) 郡上村開拓団は岐阜県郡上郡（現郡上市）より送出された分郷移民。郡青年団が送出を推進した。1939～44年、山下勘治団長、辻村徳松副団長の下、177戸832名を送出した。入植地は吉林省舒蘭県小城子（現舒蘭市）。敗戦後、ハルピンを経て、10月長春西大房身に収容された。越冬時はチフスが猖獗を極めた。1946年7月コロ島より佐世保に上陸し、郡上八幡駅に到着。帰郷時、長春越冬組670名は僅か340名に減じた。引揚後団員の多くは、高鷲村蛭ヶ野、白鳥町那留（現郡上市）、北海道新冠村の戦後開拓に身を投じた。うち

蛭ヶ野には最多の 64 世帯が入植した。

(4) 黒川開拓団は岐阜県加茂郡黒川村（現白川町）より送出された分村移民。村長藤井紳一が 150 戸（村民の 2 割）の分村計画をたてた。1939～44 年、藤井武団長の下、129 戸 661 名を送出した。入植地は吉林省扶余県陶頼昭（現松原市）。敗戦後、1946 年 8 月まで入植地に留まり越冬した。8 月下旬徳恵より鉄路長春へ南下。9 月 5 日長春を出発、瀋陽を経てコロ島より博多港に上陸し、9 月 23 日帰郷した。敗戦時在籍者 661 名中死亡者 202 名、未帰還者 3 名、生還者 456 名であった。引揚後は、引き揚げ更生会や白川町内の小規模開拓等を除くと、大半は在所に戻ったようである（詳細不明）。

文献（五十音順）

- 相庭和彦等. 1996. 『満洲「大陸の花嫁」はどうつくられたか』. 明石書店.
- 井桁碧. 2005. 「敗戦／占領とジェンダーのポリティクス」. 大越愛子／井桁碧編著『戦後思想のポリティクス』青弓社: 60-109.
- 猪股祐介. 2011. 「満洲移民の引揚経験」. 『アジア遊学』(145)
- 今井良一. 2005. 「戦時下における「満州」分村開拓団の経営および生活実態：長野県泰阜分村第 8 次大八浪開拓団を事例として」村落社会研究 12(1).
- 川村邦光. 2001. 「植民地経験と内地人」. 栗原彬他編. 『越境する知：知の植民地／越境する』. 東京大学出版会.
- 黒川分村遺族会. 1981. 『陶頼昭を訪ねて』. 私家版.
- グロスマン、アティナ. 1995=1999. 荻野美穂訳「沈黙という問題：占領軍兵士によるドイツ女性の強姦」. 『思想』4 月号.
- 酒井直樹. 2007. 『日本／映像／共同体：共感の共同体と帝國的国民主義』. 青土社.
- 白川町. 1982. 『しらかわ（白川町広報）』. 白川町.
- 成田龍一. 2010. 『「戦争経験」の戦後史：語られた体験／証言／記憶』. 岩波書店.
- 古久保さくら. 1997. 「『近代家族』としての満州農業移民家族像：「大陸の花嫁」をめぐる言説から」. 『女性学研究』(5).
- 古久保さくら. 1999. 「満州における日本人女性の経験—犠牲者性の構築」『女性史学』(9).
- 満洲開拓史刊行会. 1966. 『満洲開拓史』. 同会.
- 若桑みどり. 1995. 『戦争がつくる女性像：第二次世界大戦下の日本女性動員の視覚的プロパガンダ』. 筑摩書房.
- 山下求. 1995. 『拓いて八十八』. 私家版.

第3章

父の痕跡

引揚援護事業に刻印された性暴力と「混血」の忌避

山本めゆ

はじめに

日本における「混血」の社会史・科学史的な研究においては、植民地拡大期における「皇民化か優生学か」（小熊 1995）という論争と、戦後のGHQ 占領によって生じた「混血児」の存在に目が向けられ、「終戦期」に引揚げに伴う「混血」が危惧されていたことはしばしば忘却されてきた（注1）。それに言及している数少ない例である荻野（2008）は、人口の質と量の管理に関する歴史の一部として、占領軍兵士と日本人との間の「混血児」問題に先だって、引揚女性の妊娠という問題があったことを指摘している。

そこで本稿では、引揚援護政策の一部であった「混血」忌避の歴史について、人種主義と優生思想、そしてジェンダーの観点から考察を試みる。ここで注目する人種混交の忌避とは、満州や朝鮮半島からの引揚げの過程でソ連兵等による性暴力がもたらした妊娠と胎児の中絶のことを指す。博多や佐世保など引揚港には中絶のための施設が整備され、女性たちは「不法妊娠」という診断名を与えられた後、1947年ごろまでに数百人とも千人以上ともいわれる女性が処置を受けたとされる。また、当時中絶は刑法墮胎罪によって禁じられていたにもかかわらず、この件で罪に問われた医師や女性はいなかった。その背景には、厚生省や引揚援護院の関与があったといわれている。

敵対的な関係にある国民、民族との混交によって誕生した子は、ときに恐怖や蔑みの対象となるが、彼らがどのようにアイデンティファイされるかは決して一様ではない。たとえばボスニア紛争などでみられたエスニック・クレンジングの過程においては、支配地域を民族的に「純化」するために集団的な強姦が行われたが、その前提となっているのは、誕生した子は遺伝上の父親に同一化されるという認識である。それに対してアパルトヘイト期の南アフリカでは1949年の雑婚禁止法、1950年の背徳法によって「混血」を予防しようとしたが、こちらでは子のアイデンティティは遺伝上の父親と母親の双方によって決定されると考えられている。もちろん遺伝上の父親側と母親側の集団とで子のアイデンティティに関する認識が異なることは少なくないし、帝国期日本のように他民族との混血をめぐって論争が展開されるなど、一国内でも認識が対立していることもある（注2）。ましてそれが侵略や占領などに伴う性暴力であれば、「混血児」は恐怖や屈辱の記憶と結びついてナショナリズムを繰り返し想起させるものとなる。「混血児」が忌避されている場合には、彼らになぜ、どのような意味が付与されていたかというアイデンティティのポリティクスを丹念に検討していく必要があるだろう。

本研究では引揚女性に対する暴力と引揚港における「不法妊娠」対策を可能にしていた背景を考察するにあたり、次の3点を目標としている。第一に、先述のように従来の学術研究においては占領軍兵士と日本人女性の間で誕生した「混血児」問題がよく知られているが、引揚女性の妊娠と中絶についてはこれまでさほど人口に膾炙することなく、敗戦に伴う悲劇のひとつとして控えめに言及されるのみだった(注3)。そこで本稿では、地方引揚援護局史等の史料を用いてあらためてその歴史を粗描していきたい。第二に、引揚女性に対する性暴力については多くの引揚者によって証言が残されているが、そこではしばしば戦時中の悪行の報いや敗戦に伴う痛みなどとして語られてきた(注4)。しかし性暴力を戦争につきものの悲劇とみなすような性暴力の自然化は、暴力をめぐるさまざまなアクターの存在を覆い隠し、被害女性が負ったスティグマへの理解を妨げてしまう。本稿では残された史料を検討しながら、引揚女性に対する性暴力の脱自然化を試みたい。第三に、引揚港での中絶には厚生省や引揚援護院の関与があり、当時の人種主義と優生思想がそれを後押ししたと考えられるが、国家の意思により「混血児」が強制的に排除されたかのように見えてしまえば、その存在に付与された多様な意味を見落とすことになる。ここでは中絶が可能になった背景について、厚生省や引揚援護院の関与を明らかにしつつ、「下からの」の要請にも留意しながら考察していく。最後に結びとして、戦時性暴力に関する研究や社会運動において、引揚女性に対する性暴力の歴史が論じられてこなかった背景や今後の課題などについて付言したい。

男性性の危機と女性の身体管理

日本の引揚女性が経験した中絶に関する学術的な研究としては、藤目(1998)や荻野(2008)によって、優生保護法の成立に関連づけて論じられてきた。藤目は優生保護法が保守系議員や官僚からも強い支持を得た背景として、引揚女性と占領軍の暴行や買春による「混血児」への嫌悪と忌避に言及する(藤目1998: 358)。また荻野もやはり「国民の質に関する配慮という点から優生保護法成立を後押しした要素」のひとつとして引揚女性の強姦と妊娠を挙げたうえで、秘密裏に実施されていたといわれる中絶が、実際には日本政府やGHQからも承認されていたとしている(荻野2008: 173-175)。両者はともに、引揚女性の中絶を、人種主義と分かちがたく結びついた優生思想と、それに基づいた女性の身体管理という文脈のなかで描いている。

日本に限らず、19世紀後半から20世紀半ばにかけて、戦時性暴力による「war child」にきわめて重要な意味を与えたのが人種主義だった。たとえば1914年の秋、第一次世界大戦期の開戦直後にドイツ兵によるフランス人女性の強姦が発生、中絶の是非をめぐって論争が湧きあがった。フランス人の母親の「血」が子どもをフランス人にするという見方がある一方、胎児を憎むべき強姦者と同一視する人びとはそれを「child of the barbarian」と呼び、声高に中絶を要求して論陣を張る(Grayzel 1991; Harris 1993)。ハリスによればその主張は科学用語に満ちており、「teratological (奇形の、奇形学的な) products」などの

病理学的な装いの蔑称が用いられたり、当時はすでに反証されていたはずの先夫遺伝（注5）、つまり性交によって男性の性質が女性の身体に注入されるために、次の男性との間の子にもその性質が継承されてしまうという学説までもが息を吹き返す。こうした言説は、胎児を自民族に災いをもたらす危険な存在とみなすことで、中絶を許容し奨励する声を高めていった。しかしながらこれらの議論よりも人びとの関心を呼んだのは、家族の崩壊という物語だった。先夫遺伝の説にも透けて見えるように、彼らが危惧する民族の危機とは、自身の男性性の危機に他ならなかった（Harris 1993）。

対岸のドイツでも、第一次世界大戦の敗戦後に同様の恐怖が広がった。ヴェルサイユ条約によってライン河左岸は連合軍が占領したが、その占領軍はモロッコ、チュニジア、アルジェリア、マダガスカル、セネガルなどの植民地兵を多く含んでいた。弓削によれば、1920年の春ごろから、アフリカ人の兵士によるドイツ人女性に対する性暴力が頻繁に話題となり、メディアはこの問題を「黒い恥辱」と呼んで大きなキャンペーンが繰り広げたといい。そこでは「野蛮なアフリカ人」によって敗戦国ドイツの女性が汚されるという扇情的な報道がなされ、人びとの不安と屈辱感は募っていった。その結果として誕生した「混血児」には、「ラインラントの混血児（Rheinlandbastarde）」という名称が与えられ、「生まれたときから梅毒に冒され、両親の劣悪な性質と悪徳を背負って生まれ、健康な命を絶滅させる伝染病の抗体になる」といった医学的かつ差別的な表象のもと、「解決すべき」問題とみなされるようになる。やがて、「人口及び人種問題の専門家会議」が内務省に設置され、民族衛生学を中心テーゼとする体制が築き上げられていく。「ラインラントの混血児」たちは、ナチスによって移送案なども出されたが、強制不妊措置を取ることが決定され、1937年までに少なくとも385名の「混血児」が不妊手術を受けたという（弓削 2009）。

他方、「混血児」忌避の背景として人種主義や優生政策にのみ焦点化する議論を批判しているのはアティナ・グロスマン（1995=1999）である。第二次世界大戦末期、ベルリン陥落前後のドイツではソ連兵による大量強姦が発生した。ギゼラ・ボックは、1945年3月に帝国内務相の布告により「人種的に望ましくない子孫」を確実に把握し、中絶が実施できるよう、警察や各省庁、医師会、保健所などに要請されていたことを明らかにした（Sander & Johr 1992=1996）。保健的、優生学的、人種差別的、人道的動機に動かされたベルリンの医師の手により、手術は妊娠のほとんど最後の月まで認められ、公費によって実施されていた。それゆえにこの中絶はしばしばナチスの人種政策の延長として性格づけられてきたが、グロスマンは中絶を申請した女性たちの陳述書を検討することで、状況はより複雑なものだったと主張する。たとえば、「望ましくない子ども」の出生予防という言説は、女性たちが中絶の権利を主張するために利用されていただけでなく、中絶に罪悪感を抱かずにすむ役割も果たしていたとグロスマンはみている。

思えば出生した子の国籍については、フランスの出生地主義に対しドイツや日本は血統主義であり、19世紀にはすでにそれぞれ異なる立場を取っていた。こうした差異にもかかわらず、上記の「war child」が強姦者と同一視される傾向にあったのは、その暴力がたん

なる女性個人への攻撃以上のものと受けとめられていたことを示している。そこでは民族間の侵略や衝突はジェンダー化され、しばしば敵対的な集団への憎しみを煽るプロパガンダに用いられるとともに、人びとの屈辱が「敵の子」に対する嫌悪を生みだしている。またグロスマンが検討したベルリンの女性たちの事例が示すように、被害女性たちは単なる受け身の犠牲者ではなく、彼女たち自身がそうした言説を援用していたという側面も看過すべきではないだろう。

性暴力の発生と「脱自然化」

敗戦当時、内地における日本の人口は約 7,000 万人であった。そこへ軍人・軍属約 300 万人と民間人約 350 万人、計 660 万人ともいわれる人びとが帰還する。引揚げとは日本が初めて経験する極めて「広範囲な集団的人口移動」（厚生省援護局 1977）だった。満州や朝鮮半島に居住していた民間人の多くは、いわば「避難民 *displaced person*」として、迫害の恐れのある環境で越冬を強いられた。本節ではまず、「難民」化した引揚者たちに向けられた性暴力と、避難生活の長期化に伴う暴力の質の変化を追っていく。

古久保（1999）や本報告書の猪股論文にあるように、ソ連参戦とそれに続く敗戦以降、ソ連軍が駐留する満州と朝鮮半島北部では、兵士による掠奪・暴行が公然と行われた。武装した兵士たちは昼夜を問わず、民家や収容施設に踏み込んで女性を強姦、輪姦したといわれる。女性たちが被害をまぬがれるため、髪を剃り、炭で顔を汚したといったエピソードは、引揚げ体験記には定番とあってよい。避難所生活が長期化するなか、ソ連兵による暴力に手を焼いた日本人たちは、ソ連兵側と交渉のうえで女性を差し出したり、強姦を管理するための専用の施設、すなわち「慰安所」を設置するようになっていった。引揚援護庁に報告された『満州引揚史』収録の「ソ連軍将兵の暴行」に関する項では、次のように記されている。「女性の要求に対しては、地方によつては予め専用のキャバレーを設け（安東・蘇家屯等）、特殊職業の婦人に意を含めて彼らの要求を一般婦女子から轉換させ（彼女達はよくこの犠牲的奉仕に堪えてくれた）未然に禍を防止し得たところもある。後には各地共それに類した施設を設けていたようであるが、多数の将兵に対して全面的に満足させる譯にも行かず、自然被害は一般家庭に及び色々な悲劇を生じた」（引揚援護庁 時期不明：121）。

一部の「特殊職業の婦人（注6）」と「一般婦女子」を区別し、前者を防波堤にすることで後者を保護するという対策は、大連から引揚げてきた元赤十字病院の関係者からも報告されている。

（...）そこでしかたがないので、当時私は逢坂町にあるところの快樂というピー・ハウスであります、そのに（ママ）行つて西堀院長と会つて手をついて頼んだ。あなた方にこういうことをお願いするのははなはだ相済まぬが、私のところにいる百六十名の看護婦はみんな無垢の人間で親から預かつているんだ、しかも赤十字の看護婦が

ひどい目にあわされることは忍びないから、何とかして身がわりになつて彼女らを助けてもらえないかと、畳に手をついてお願いしたのです。そうしたら、そこへ三十四、五の女が出てきて、先生濟まない、私らはどうせ傷ついたのでだから私らが出てそれを救つてあげましようと言つて八人來ました。この八人を看護婦の着物を着せて看護婦に仕立てて、そして病棟に入れておいて向うが上要求するたびに出してやる。しまいどこかくろうとくさいところがある、これはしろとではないということがわかりました。(…)百六十八名の看護婦は第二回の引揚げまでに全部帰しまして、一名もソ連の悪牙にかかつた者はおりません。(以下略)(金子麟 1950.3.31 衆議院 海外同胞引揚に関する特別委員会)

これらの語りの雄弁さは、彼らの講じた対策が一個人の暴走や混乱による蛮行として批判されることなく、むしろ周囲から肯定的な評価を得ていたこと、帰国後も彼ら自身が職責をまっとうしたという自負を抱いていたことを示唆している。

こうしてソ連兵に供出され女性たちには、しかし、モーパッサンが描いた「脂肪の塊」(注7)のごとく、その犠牲に見合った敬意を払われることはまれだった。次の記録は、前者は佐世保援護局の局史、後者はやはり佐世保援護局で相談事業に参加していた女性の日誌からの引用である。それによると、彼女たちは身代わりになることで一時的には感謝されたものの、後に白眼視されるようになったことを示している。

慰問婦のことであるが、これらの、異国の兵に体当りし身心共疲れ果てた女達が、引揚てきた際には、すて鉢気分の者が多く、局に対しても酒や煙草の支給を要求し「現地では一般婦女子の犠牲となつたが、帰国すれば見かえりもされない」とあばずれていたが、こゝにも敗戦の惨めな姿ありと感じさせられた。(佐世保引揚援護局 1949-51 =加藤 2001f: 57)

十六才の女学生をソ連の司令の所へ連れて行きましてあやうく陵辱を受ける所を私が見るに見兼ねてとび込み身代わりとなりました 其の時は皆やんやと言つて感謝してくれましたけれ共■ではあの人には挺身隊だといはれてさげすまれるので最早やけくそとなり一度しみついた体だどうでもなれといふ気持ちでとうとう商売をしてしまいました(西村 1946)

ここまで見てきたように、引揚女性に対する性的な攻撃は必ずしも行き当たりばつたり、力づくで行われるような性格のものばかりではなかった。長期にわたる避難生活のなか、日本人避難民たちは「一般婦女子」を保護するという目的のために「特殊職業の婦人」を差し出したり、「慰安所」を開設するようになった。終戦直後、本土において政府が占領軍専用の慰安施設「特殊慰安施設協会 RAA」を設置されたことはよく知られているが、ほ

ば同時期に引揚者の間でもコミュニティ単位で私設の「慰安所」が開設されていたことになる。それに伴い性暴力の質も、シンシア・エンローの表現を借りれば、手当たり次第に襲撃するような「戦利品としてのレイプ」から、次第に日常化した「娯楽的レイプ」が加わったものになっている（Enloe 2000=2006）。

そして性暴力の質の変化に伴って姿を現したのが、「強姦者」と「被強姦者」の周辺に存在していた「仲介者」や「受益者」などのアクターである。このことは性暴力を戦争につきものの悲劇とするような宿命論を根底から覆す。なぜならこうした宿命論は性暴力を「ソ連兵」対「日本人引揚者」のようにナショナルな対立に還元してきたが、「仲介者」や「受益者」の存在は引揚者コミュニティ内部の葛藤を鋭く露わにするからだ。Yoneyamaは朝鮮戦争前後に発生した大量虐殺事件の調査を実施した韓国の真実和解委員会を考察するなかで、虐殺をめぐる「政治的状況」に注目することで、戦死を「政治的な殺害の一形式」とみなすこと可能にしたと評した（Yoneyama 2010）。この議論を敷衍するなら、引揚女性に対する性暴力についても、多様なアクター間の「政治的状況」を可視化することは、性暴力を「政治的な暴力の一形式」として考えること、すなわち性暴力の脱自然化に他ならない。それなしには、被害女性たちが負ったスティグマに思いを巡らせることさえできないだろう。

婦人救護相談所の設置

ある女性議員は、引揚げの本格化を前に復員省や厚生省に進言している。「戦争と性病は切っても切れない関係にあるが、日本民族の将来のためにぜひなんとか喰ひ止めなければならぬと思ひ、復員省、厚生省にたびたび進言してゐる。満州の婦女子も脱走者の話によると4割位は混血児を生む運命を背負っているらしい」（朝日新聞 1946.4.24）。戦後の混乱のなか、引揚げ事業とは人口の1割近い集団が還流するという未曾有の出来事であり、それは受け入れ側の社会に大きな不安を呼び起こした。その際に懸念された事態のひとつが「性病」であり「混血児」だった。ここからは視点を受け入れ側に移し、日本政府の対応と引揚港での中絶に関与した人びとの証言を整理していこう。

発足したばかりの引揚援護院は、1946年4月26日付で婦人救護相談所の設置を指示する。援護院の検疫課長であった山口正義は後年新聞社のインタビューに答え、対策会議について「発足直後の課長会議で『気の毒な女性が多く人道的立場から中絶手術をする』という報告があったことを覚えている」と語っている（毎日新聞 1987.8.17）。サンデー毎日が報じたところによれば、その会議では「自己の意志に反して、暴力をもって不法妊娠をさせられた者には、妊娠中絶以外に道はない」という結論に達し、芦田厚生大臣が閣僚に相談、岩田法務大臣の反対があったものの最終的には黙認するに至り、婦人救護相談所を開設することが決まった（サンデー毎日 1953.3.29）。

婦人救護相談所の設置は、発医第151号「満鮮引揚婦女子医療救護に関する件」をもって各地方援護局に要請された。

外地引揚者還送事務の進展に伴い漸く満州北鮮在留邦人の現況も判明しつつあり、近く集团的に引揚を開始せらるべく、既に個々相当数の引揚者を見る状況に有之候 右の内、婦女子に関しては極めて悲惨なる状況下に引揚を余儀なくせられるやに被認候に付ては、これが収容保護に対しては適切なる指導と肉親的温情をもって接するを最も緊要の事と被存候（舞鶴地方引揚援護局編 1961＝加藤 2001b: 252-254）

組織の編成については、検疫所長が相談所長を兼務すること、検疫所内に相談所を設置すること、医師、女子社会事業家、国立病院・療養所・日本赤十字社救護班の婦長級看護婦などの適任者を相談所員とすることとある。また要救護者の特定にあたっては、本人からの申し出、本人への質問、家族に対する聞き込みの他、ポスターの掲示やリーフレットの配布などによって本人からの自発的な相談を促すことなどが指導され、医療救護を要する婦女子を「徹底的に抽出し保護に洩るるものなき様努力すること」と結ばれる。続く項では、患者女性の家族のために国立病院・療養所付近に附帯家族収容所を設置すること、患者が被服、寝具、食料、医薬品、衛生材料などに不自由することのないよう支援すること、また患者の秘密を保持することなど、女性とその家族の保護に関する指示が盛り込まれている。それは確かに「肉親的温情」を思わせる手厚い支援体制だが、同時に「徹底的に抽出し保護に洩るるものなき様努力すること」といった文言からは防疫対策という側面も伝わってくる。ここには被害女性への医療提供という人道的な立場と、女性を性病の感染源とみなしてきたような旧来の公衆衛生の発想が共存している。この二面性こそ、婦人救護相談所の特徴であった。

博多引揚援護局の「博多検疫所女子健康相談所」は1946年4月25日に開設された。相談所から療養所に送られたのは「不法妊娠」「淋疾」などの患者だが、そのうち患者数が最も多いのは「不法妊娠」で、国立福岡療養所に送致された患者の31.2%、二日市療養所ほか福岡各所病院の患者の51.9%を占める（博多引揚援護局編 1947＝加藤 2001e: 111-112）。これらの大半は中絶に結びついたらとみてよいだろう。佐世保援護局の「婦人相談所」は5月に開設された。15歳から50歳までの女性を対象とし、「性病並に不法妊娠その他疾病を有する者に就いて治療及び入院の措置を施」していた。「要人工流産」とされた女性は、多い月には47名にのぼった（佐世保引揚援護局 1949-51＝加藤 2001f: 102-103）。それ以外の局の相談所では、疾患別の統計などの表から、性病患者の発見と医療機関への送院を行っていたとみられる。宇品引揚援護局は7月4日に「婦人救護相談所」を設置した（宇品引揚援護局大竹出張所編 発行時期不明＝加藤 2001c: 158-159）。鹿児島引揚援護局は、満州からの引揚船が入港する際に「満鮮引揚婦女子特殊疾患相談所」を置いた（鹿児島引揚援護局編 発行時期不明＝加藤 2001g: 136-137）。樺太などからの引揚者が多い函館引揚援護局は、1947年5月から12月の間に「婦人相談所」を設置、市内の「婦人特志者」の協力を得て、女性の健康に関する相談と診察を行った（函館引揚援護局編 1950＝加藤 2001a:

221)。舞鶴引揚援護局は、「中央の指導により」1946年3月の釜山引揚間宮丸の入港時に合わせて婦人救護相談所を開設し、13歳以上55歳までの女性を対象とする業務をすでに始めていた(舞鶴地方引揚援護局編1961=加藤2001b:252-254)。また仙崎引揚援護局では、「当地に上陸する北鮮・満州方面の引揚婦女子は殆ど脱出者であつて当該年齢の婦女子の大部がソ連・中国・朝鮮人の暴行を受けた結果、身体に異常(ママ)をきたしてをり、これら特殊婦人に対する診療及び精神的慰安には国家的見地より最大の関心を以って万全の策を講ぜねばならない」ことから、埠頭に「婦女子特殊相談所」を設け「治療及び処置」について相談に応じたとしている(仙崎引揚援護局編1946=加藤2001d:145-147)。

局史に残された記録によれば、各地方引揚援護局のなかで相談所を窓口として中絶を実施していたことをはっきりと記しているのは、博多引揚援護局と佐世保引揚援護局のみである。しかし引揚援護院の斎藤長官は1947年に行われた天皇への上奏において、「混乱時の犠牲となりました気の毒な婦人たちの問題」として、「中原病院と二日市保養所」がその専門の施設であり、また全国の病院においても無料で問題解決にあたっていると報告している(注8)(厚生省援護局編1977:544)。このことから、全国の援護局でも多かれ少なかれ同様の対策が取られていたと考えてよいだろう。

多様な支援者、関係者たち

前節では婦人救護相談所の設置までの経緯を整理しながら、それが被害女性への医療提供という人道主義と、公衆衛生的な管理主義という二面性を持っていたことを指摘した。現場の人びとの証言もそれと同様に、女性たちの身の上に同情した医師らが墮胎罪に問われる危険を覚悟で施設を開設したという「災害ユートピア」的ヒューマンイズムが強調されることもあれば、検疫業務の一環のなかで女性が危険因子とみなされていたという管理主義に力点が置かれることもある。本節では引揚女性の中絶に関与した人びとが、テレビ、新聞等のインタビューなどを通して語った二次資料をもとに、ここでは彼らがどのような経緯で援護局の活動に参加し、その活動をどう認識していたかを中心に整理していく。

当時九州大学医学部の医局長であった岩崎正によれば、九州大学では厚生省の緊急招集を受けて助教授が上京し、引揚女性への対応を命じられたという(岩崎1987:215-216)。また現場に立つことになった石濱淳美は、博多港の倉庫の一角に婦人検診室を設営した(石濱2004)。そこで発見された妊婦はトラックで療養所に送られ、中絶手術が行われた。当初は本人から申告があった場合か、援護局の職員によって診察が必要と判断された女性だけに検診を行ったが、それでは一目で妊婦とわかる女性、つまり妊娠後期に入った妊婦しか発見できない。そこで早期の妊娠を発見するために、港では14歳以上の女性全員に診察を行い、子宮の肥大が見られた女性については療養所でさらに詳しい診察を行う方針に切り替えた。岩崎はこの経験について「国の命令で不法な妊娠中絶をさせられた思い出の苦しさは忘れることができない」(石濱2004:8-11)と回想している。

他方、自発的に中絶施設を開設した人びともいた。元京城帝国大学医学部の人びとと、

文学部助教授で人類学者の泉靖一である（注9）。朝鮮半島から引揚げる過程で医療救護活動に携わっていた彼らは、引揚船から投身自殺をする女性が後を断たない状況を憂慮していたが、中絶を実施するきっかけとなったのはかつての教え子の死であったという（西日本新聞 1977.8.1; 上坪 1979）。京城女子師範卒業後に国民学校に赴任したその女性は、敗戦後に進駐してきたソ連兵に数回にわたって強姦され、博多に到着した際にはすでに腹部のふくらみが目立つほどになっていた。女性の両親から相談を受けた田中らは中絶手術に踏み切るが失敗し、教え子は死亡してしまう。こうして始動した二日市保養所は、1947年秋に閉所になるまでの1年半ほどの間に「四、五〇〇件」（朝日新聞 1995.8.9）の中絶が行われたとされる。また泉らは数度にわたって新聞広告を出しており、「埠頭より直接送られた数と、一度故郷に帰り、本所を知って訪れた数とは相半ばし、北は東京、南は鹿児島に至つた」という（博多引揚援護局編 1947=加藤 2001e: 109）。またこの施設には恩賜財団同胞援護会総裁であった高松宮宣仁が1946年春に視察に訪問したという記録もある（高松宮宣仁 1997）。

佐世保港で婦人相談所の相談事業を担っていたのは、雑誌『婦人之友』の読者組織「友の会」だった。引揚援護院長官の斎藤が旧知の間柄であるジャーナリストで教育者の羽仁もと子に依頼、命を受けた佐世保友の会は1946年4月より引揚援護局の委嘱というかたちで活動を開始した（婦人之友 1946.6:37）。相談所ではまず該当年齢にある女性たちを100名単位で大部屋に通し、婦人相談所の説明の他に、問診に当たっては自発的に応じるように伝えた後、個室での個人相談を行った。引揚団の責任者から、患者または被害者と思われる女性を聞き出すこともあった（佐世保引揚援護局編 1949-51=加藤 2001f: 102）。個人相談は「友の会」に任せられ、一度でも強姦されたことのある女性は1、性病の女性は2、妊娠している女性は3と分類し、1は診療所で検査を行い、2と3は佐賀療養所に送った（上坪 1979: 214）。援護局史や友の会メンバーが記録していた問診日誌には、女性たちが語った引揚げの辛酸や家族を失った心境、帰郷後の就職や身の上相談などを受けている様子などが記されており、相談の場が単なる医学的な問診以上のものであったことが読み取れる（西村 1946、佐世保引揚援護局編 1949-51=加藤 2001f: 102）。同時に、援護局史には「罹病の自覚を有しながら家郷の安否を気遣い、帰郷を急ぎ各囑託の問診に頬冠り主義をと」るような女性もいて、問診から検診に至るまでの誘導に苦慮したとある。彼女たちは女性たちへの精神的なサポートと検疫業務という2つの任務を期待されていたことを示している。

本節では、九州大学医学部の医師たち、自身も引揚者である京城帝国大学の人びと、そして『婦人之友』の「友の会」会員たちという異なる背景をもつ支援者の活動を見てきた。彼らの証言によれば、九州大学医学部の医師たちは厚生省からの指示を受けてやむなく婦人救護相談所に勤務しており、中絶は検疫業務の一環とみなされていた。対して京城帝国大学の人びとは、女性たちの窮状に胸を痛めて自発的に援護局での医療化支援に乗り出しており、中絶は女性たちの命を救うための奉仕活動と考えられていた。「友の会」会員たち

の活動には、引揚女性に寄り添うような相談事業の温かさと、混血や性病を水際で防ぐという公衆衛生的な厳格さが同居していた。これらは引揚港で活動する人びとのごく限定的な証言に過ぎないが、活動の背景も引揚女性に対する対応にも多様性があったことがうかがわれよう。

考察

冒頭で整理したフランスやドイツの事例では、その胎児は強姦の加害者と同一視される傾向が強かった。日本の「不法妊娠」対策においてはどうか。中絶に立ち会ったスタッフたちは、胎児を次のように語っている。「はっきりとね、日本人ではない胎児もありました。皮膚が白いとか…。確かめたという記憶はないのだが、目の色が違うとか…」(西日本新聞 1977.8.4)、「ソ連兵に犯されて身ごもった赤ちゃんには私たちがびっくり。海坊主みたいですよ。頭に赤い毛がぼつぼつとはえていて体はまっ白でしょう」(上坪 1979: 236)など、「目の色」や「赤い毛」などの異貌が強調され、「日本人ではない」と断言されている。胎児に対するこれらのゼノフォビックな表象においては、妊婦の痕跡は限りなく希薄になっている。

しかし、中絶を後押ししていたのはそれだけではなかった。そもそも京城帝国大学の人びとの中絶施設は、引揚港で中絶を希望する女性たちのために医師らが開設したものであり、だからこそ新聞広告を通して情報の周知に努めていたのだ。また、敗戦と引揚げによって分断された家族にとっては、再統合も大きな課題だった。敗戦から4年もの時を経て舞鶴に帰還した引揚女性たちの姿を報告する、以下の記録を見てみよう。

私9月の29日に舞鶴に参りまして、中共からの引揚者のお方々を、特にご婦人が多いというので迎えに行つて参りました。…すでに8箇月になつておる人の妊娠中絶もした。何十件かの妊娠中絶も行われておりますし、中国人の子供を抱いて、その人の夫が迎えにきて、家族的な悲劇の幕が繰り広げられるとか、また日本人の子供ではありませんけれども、夫の子でない子を抱いて、そしてほんとうの夫の子供2人と引揚げて帰つて来た。その子供を処理しない限りは、妻と自分の2人の子供も引取らないというような、実に悲惨な状態でございます。(中山マサ 1949.10.10 衆議院 海外同胞引揚に関する特別委員会)

「当時は夫以外の男性の子を孕めば世間から後ろ指をさされた、だから港で中絶する以外になかった」といった記述は、「不法妊娠」に関する語りのなかにたびたび登場する常套句だが、この報告が示しているのは、誰よりもまず夫が彼女たちを拒絶していたということである。このエピソードはグロスマンが描いたベルリンの女性たちの姿を再び想起させる。ソ連兵に強姦されたベルリンの被害女性たちは、その直後には中絶の権利を主張するなど被害経験について必ずしも口を閉ざしていたわけではなかったが、戦後になって男性

の捕虜たちが戻り、ドイツ社会が「再男性化」されると、沈黙に転じるようになったという。「それは、女性たちにとって恥ずかしすぎる話題だったからではなく、ドイツの男たちにとって屈辱的すぎ、同胞男性がどう反応するかを恐れる女たちにとっては、危険が大きすぎたためである」(1995=1999: 154) とグロスマンは指摘する。日本においてもおそらく、「混血児」とは国家に対する脅威である以前に、男性たちにとって脅威だったのではないか。

引揚時の「不法妊娠」対策をめぐるのは、女性たちの身の上に同情した医師らが救援に乗り出した人道主義と、優生思想を背景に国家が検疫業務の一環として「war child」を水際で排除したとみる管理主義という二面性をもっていた。たしかに婦人救護相談所を設置したのは引揚援護院だが、国家の意思により「混血児」が強制的に排除されたかのように見るべきではない。その胎児は、男性にとっては自身の男性性を脅かす侵略者であり、女性にとっては性暴力被害者というスティグマの痕跡だった。家族にとっては再統合を阻害する異物であり、敗戦国にとっては人口の質の低下をもたらしかねない病巣だった。それらの思惑が交錯する引揚港においてこそ、「不法妊娠」対策は可能になったのだ。

結びにかえて——「加害者が受けた被害」「加害者側の被害者」を論じるということ

最後に、戦時性暴力の文脈で引揚女性の被害を論じることの困難と、にもかかわらずフェミニズムがそれを議論の俎上に載せることの必要について言及しておきたい。

阿部と加藤がすでに 2004 年に問題提起しているように、そもそも大日本帝国の崩壊に伴う引揚者の発生と帰還の歴史は、社会的にも、また学問的にも周縁化されてきた。その背景として阿部と加藤は、米ソ対立や中国における国共対立などの国際政治に翻弄された引揚者と米占領下にあった本土の人びとの間の意識ギャップ、植民地・占領地に関する歴史的健忘などに加え、戦後の冷戦構造のなかで引揚者および未帰還者問題が「反共」の材料として左右両派から利用され、引揚者自身も保守政党へと傾斜していったことを指摘している(阿部・加藤 2004)。またこうしたイデオロギー対立を措くとしても、植民地・占領地に身を置いていたがゆえに引揚者とはかつての帝国の加害性を象徴的に背負わされた存在であり、その観点に立てば避難民である彼らが晒された不当な暴力はいわば「加害者が受けた被害」ということになる。学术界においても社会運動においても、「加害者が受けた被害」や「加害者側の被害者」を論じるのはけっして容易ではなかったということだろう(注 10)。

同様の難題を抱えてきた例として、戦後のドイツを挙げることができる。第二次世界大戦末期、ソ連の潜水艦によってヴィルヘルム・グストロフ号が撃沈され、9,000 名ものドイツ人避難民が死亡するという大規模な海難事件が発生した。ドイツの作家ギュンター・グラスは 2002 年にこの出来事を題材に『蟹の横歩き』を発表したが、その作品はドイツ社会に衝撃を与えるものだった。「世界の海難事件の最大の悲劇であったにもかかわらず…戦後ドイツが他民族に対する加害責任のみに囚われ、自国民の悲劇をきちんと語り継がなか

ったことが、現実を直視することを妨げ、ネオナチ台頭の温床になったとの警告」(阿部・加藤 2004) を含むものだったからだ。グラスは作中で「御老体」の言葉として次のように記す。「これほどの苦難に口をつぐんではならない。見据えるのを避けて、極右にゆだねてはいけない。わが罪を思い知り、悔いと痛みをずっと持ちつづけていたにせよ、かかる怠慢は万死に値する…」(Grass 2002=2003: 111)。この作品が提示したのは、「加害者が受けた被害」を戦史のなかに刻み、語り継ぐことの困難に他ならない。

グラスが警鐘を鳴らしたように、日本においても、慰安婦問題の犯罪性を否定する人びとによって引揚女性への性暴力はしばしば言及されてきた。次に挙げるのは『正論』に掲載された論考だが、そこでは日本の引揚女性とアジア近隣国の「従軍慰安婦」が対比的に描かれ、日本人女性こそが被害者であるといった議論が展開される。

少なくとも無慮四千人の眼が——そのある者は草葉の陰から——慰安婦問題でアジア近隣に対処する日本政府の卑屈と自虐の姿を悲しく、冷やかに見守つてゐることだらう。そして心のなかで叫んでゐるに違ひない。「自分達こそ被害者なのだ」と——。(中村 1998:67)

同様に小林よしのりは『新ゴーマニズム宣言 3』(1997) のなかで、慰安婦問題についての報道に異議を唱えながら、日本の被害女性たちを「誇りに思う」とする。「日本の女性にだって悲惨な過去はあるのだ／満州にソ連軍が攻めてきたとき日本の女性はソ連兵に夫や家族の前で犯され阿鼻叫喚の地獄絵図／この時身ごもった女性は博多の引き揚げ者収容所で中絶したりしたらしい／しかしこれらの女性はその後貝のように固く口を閉じ、決して語らず胸に秘め事実すらなかったかのようにになっている／日本の女はすごい／ワシはこのような日本の女を誇りに思う」(小林 1997: 21)。引揚者の経験を語ることの困難に加え、上記のように性暴力被害者を美化したり表面的に寄り添ってみせたりするような言説が、日本のフェミニストをこの暴力から遠ざけてきた一因とあってよいだろう。

しかし、筆者はかつてある引揚者団体を訪問した際、老齢の女性が前述のような右派論壇の記事について、「取り上げていただけてありがたい。引揚者はこれまでずっと無視されてきたから」と嬉しそうに語るのを聞いたことがある。われわれはここで、彼女はやはり政治的に保守寄りなのかなどといったことに思いを巡らすかわりに、引揚女性に対する性暴力を等閑視してきた従来の研究や運動が日本の被害者と近隣国の被害者との分断に加担してきた可能性について、もう少し敏感になるべきではないだろうか。

荻野(1995=1999)もグロスマン論文に解説を加えているように、女性をひとくくりに戦争／家父長制の被害者とみなすようなナイーブな普遍主義は当然棄却されるべきだろう。しかし同時に、階級、人種、国籍、宗教や性的指向などに慎重に目配せした差異主義(とそこに密かに差し込まれる被害の序列化)が当事者間の距離を広げてしまうとすれば本末転倒である。引揚女性の経験を右派論者の草刈り場にさせないためにも、われわれは「加

害者が受けた被害」を歴史に刻むというこの困難な課題を引き受けていく必要があるのではないか。そしてその覚悟に立つことで初めて、この作業は単なる自国民の被害の掘り起こしにとどまらない、新しい地平への第一歩となるはずだ。

本報告には多くの課題が残されている。とりわけ「不法妊娠」という呼称は引揚港での中絶を正当化するため生み出されたと考えられるが、その起源を今回は明らかにすることができなかった。戦争や紛争を媒介とした接触のなかで誕生する「混血児」をめぐるのは、優生学や人種主義のみならず、ジェンダーや国際移動など、多様な観点からさらなる研究が求められるだろう。今後の課題としていきたい。

注

- (1) 坂野徹による『帝国日本と人類学者』(2005)は、日本における人類学の歴史的展開と、人類学者による日本人種論という自画像の変遷に焦点を当て、その政治性を詳述している。
- (2) 小熊英二(1995)は、「皇民化対優生学」の論争について、同化政策とそれに伴う混血をめぐる2つの思想潮流の対立として描いている。それによると、混合民族論に支えられた同化政策は、朝鮮・台湾支配の基本方針として、「混血」推進によって被支配民族の消滅を目指し、厚生省と優生学を主張する人びとは、科学の観点から同化政策を批判していた。
- (3) 引揚げ女性の中絶に関する報道としては、上坪隆『水子の譜』(1979)に詳しい。上坪は1977年と78年にドキュメンタリー番組を制作、さらに1979年に著書『水子の譜』を出版した。これらは博多と佐世保港で、中絶手術が実施された事実を審らかにしたもので、医師・看護師・ボランティア職員らの証言を元に構成している。それ以前にこの件について書かれたものとしては、1953年のサンデー毎日の記事「北満引揚婦人の集団妊娠中絶始末記」(サンデー毎日1953.3.29)と、1977年の千田夏光「二日市墮胎医病院」(千田1977)があるが、証言者の数においても証言者がテレビカメラの前に登場したという点でも、上坪の仕事は画期的なものであった。また九州大学医学部産婦人科教室の医局員が同じく引揚港での中絶を担っていたことについては、1980年に東京新聞の連載「新・人間の条件」で報道され、その記事に想を得た武田繁太郎は、『沈黙の四十年』(1985)を執筆した。1987年8月には、かつて医局長の立場にあった岩崎正が「国が命じた妊娠中絶」(岩崎1987)のなかで「国の命令で不法な妊娠中絶をさせられた思い出の苦しさは忘れることができない」と回想、その直後に毎日新聞が取材を行った(毎日新聞1987.8.16)。
- (4) ある引揚者は筆者あての手紙にこう記している。「引揚の婦人があのようなうちを受けなければならなかったか 戦争には必ずつきものかもしれません けれど 日本が満州を侵略し満州の人々にひどいことをした報いを受けたのだと思います」(私信)
- (5) 先夫遺伝説は19世紀末から20世紀初頭の日本でも広く普及し、女性の処女性を偏重する規範を強化した(加藤2004)。
- (6) 猪股論文にもあるように、犠牲になるのはもっぱら単身女性だった。とりわけ「公娼」「芸者」など接客業にある女性は「一般婦女子」と区別され、守るべき貞操を持たない者

とみなされる傾向にあった。彼女たちは「一般婦女子」ではない（ときには特定の男性に帰属していない単身女性というだけで「一般婦女子」ではないとみなされた）という理由で犠牲になり、犠牲になったことでさらに「一般婦女子」と区別されるというトートロジカルなまなざしのなかでスティグマ化され、白眼視されることとなった。

(7) モーパッサン『脂肪の塊』は普仏戦争時のフランスを舞台としている。フランスのある町から一台の馬車が脱出する。ある宿でドイツ人将校に足留めされた一行は、馬車に乗り合わせた娼婦に対し、将校の要求に応えるよう説得を始めた。娼婦がそれに応じた翌朝、出発を許され馬車に乗り込んだ人びとは、一転して娼婦に冷淡な態度を見せる。「みんなはさもいそがしそうな振りをし、まるでスカートに病毒を仕込んできたとでもいわんばかりに、なるたけ遠くに寄っていた。…誰も見て見ないようなふりをし、会ったこともないような顔をしていた。ロワゾー夫人は遠くから腹立たしげな眼で眺めながら、夫に囁いた。——『そばでなくてよかったわ。』」(Maupassant1880=1957:82) 記者である水野亮の解説によれば、この娼婦は実在の人物であり、モーパッサンは故郷に住む親戚からその身の上話を聞き、脚色を加えてこの作品を執筆したという。

(8) ここで言及されている「中原病院」とは、国立佐賀療養所は所在地が中原であることから、九州大学の医師が派遣されていた国立佐賀療養所を指していると考えてよいだろう。

(9) 人類学者としての泉の植民地／戦争経験と戦後に実施した調査研究については、坂野(2010)に整理されている。

(10) 念のため申し添えておけば、議論の対象にならなかったということは、史料が存在しないとか、発見されていないという意味ではない。たとえば引揚者たちが「慰安所」を設置したという出来事さえ、本稿で用いた引用したもののほとんどが援護局史や引揚援護庁の出版物、「衆議院 海外同胞引揚に関する特別委員会」での報告など、公的で誰でもアクセス可能な記録ばかりである。つまりそれはけっして「歴史の落丁」などではなく、もしこれまでほとんど耳目を集めることがなかったとすれば、それだけないがしろにされてきた証左といえよう。

文献

阿部安成・加藤聖文, 2004, 「引揚げという歴史の問い方」『彦根論叢』 vol.348, 349.

Enloe, C., 2000, *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives*, (=2006, 上野千鶴子監訳・佐藤文香訳『策略 女性を軍事化する国際政治』岩波書店.)

Grass, G., 2002, *Im Krebsgang*, (=2003, 池内紀訳『蟹の横歩き——ヴィルヘルム・グストロフ事件』集英社.)

Grayzel, S., 1999, *Women's Identities at War: Gender, Motherhood, and Politics in Britain and France during the First World War*, The University of North Carolina Press.

Grossmann, A., 1995, "A Question of Silence: The Rape of German Women by Occupation Soldiers", *October* 72. (=1999, 荻野美穂訳「沈黙という問題——占領軍兵士によるドイツ

- 女性の強姦」『思想』 vol 898, 136-159.)
- 藤目ゆき, 1998, 『性の歴史学』, 不二出版.
- Harris, R., 1993, ““The “Child of the Barbarian”: Rape, Race, and Nationalism in France during the First World War”, *Past & Present*, vol.141. Oxford University Press.
- 「引揚げ港・博多を考える集い」編集委員, 1998, 『戦後 50 年引揚げを憶う (続) 証言・二日市保養所』引揚げ港・博多を考える集い.
- 石濱淳美, 2004, 『太田典礼と避妊リングの行方』彩図社.
- 岩崎正, 1987, 「国が命じた妊娠中絶」『日経メディカル』1987.8.10.
- 上坪隆, 1979, 『水子の譜——引揚孤児と犯された女たちの記録』現代史出版会.
- 加藤秀一, 2004, 『<恋愛結婚>は何をもたらしたか——性道徳と優生思想の百年』筑摩書房.
- 木村秀明, 1960, 『ある戦後史の序章——MRU 引揚医療の記録』西日本図書館コンサルタント協会.
- 小林よしのり, 1997, 『新・ゴーマニズム宣言 3』小学館.
- 厚生省援護局編, 1977, 『引揚げと援護三十年の歩み』厚生省.
- 厚生省五十年史編集委員会編, 1988, 『厚生省五十年史』厚生問題研究所.
- 厚生省社会・援護局援護 50 年史編集委員会・監修, 1997, 『援護 50 年史』ぎょうせい.
- 厚生省 20 年史編集委員会編, 1950, 『厚生省 20 年史』厚生問題研究所.
- 荻野美穂, 2008, 『「家族計画」への道——近代日本の生殖をめぐる政治』, 岩波書店.
- 小熊英二, 1995, 『単一民族神話の起源<日本人>の自画像の系譜』, 新曜社.
- 松原洋子, 1997, 「<文化国家>の優生法 優生保護法と国民優生法の断層」『現代思想』, 25-4, 8-21.
- 松原洋子, 1998, 「中絶緩和と優生政策強化——優生保護法再考」『思想』, vol886, 116-136.
- 中村粲, 1998, 「戦争と性——ある終戦処理のこと——」『正論』5月号, 54-67.
- 西村二三子, 1946, 『問診日誌』個人蔵
- 坂野徹, 2005, 『帝国日本と人類学者 一八八四—一九五二』, 勁草書房.
- , 2010, 「人類学者・泉靖一の<戦後>経験——朝鮮戦争・在日・濟州島」坂野徹, 慎蒼健編『帝国の視覚/死角』青弓社.
- 千田夏光, 1977, 「二日市・墮胎医病院」『皇后の股肱』晩聲社, 61-92.
- Sander, H., & B, Johr, 1992, *BeFreier und Befreite : Krieg, Vergewaltigungen, Kinder.* (=1996, 寺崎あき子・伊藤明子訳『1945 年・ベルリン解放の真実 : 戦争・強姦・子ども』現代書館)
- Stoler, A., 2003, *Carnal Knowledge and Imperial Power: Race and the Intimate in Colonial Rule.* (=2010, 永渕康之・水谷智・吉田信訳『肉体の知識と帝国の権力』以文社.)
- 高松宮宣仁親王, 1997, 『高松宮日記 第八巻』中央公論社.
- 武田繁太郎, 1985, 『沈黙の四十年 引き揚げ女性強制中絶の記録』中央公論社.

Yoneyama. L., 2010, “Politicizing Justice: Post-Cold War Redress and the Truth and Reconciliation Commission”, *Critical Asian Studies*, vol.42, no.4: 653-671.

弓削尚子, 2009, 「ドイツにおける戦争とネイション——「黒い恥辱」を起点に考える」『ジェンダー史叢書 5 暴力と戦争』明石書店.

「わが家の如くに引揚げの友を迎へよう」『婦人之友』1946.3

【国会議事録】

金子麟 衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会 1950.3.31

中山マサ 衆議院 海外同胞引揚に関する特別委員会 1949.10.10

【援護局史】

函館引揚援護局編, 1950, 『函館引揚援護局史』=2001a, 加藤聖文編, 『海外引揚関係史料集成 1 函館引揚援護局史』, ゆまに書房.

舞鶴地方引揚援護局編, 1961, 『舞鶴地方引揚援護局史』=2001b, 加藤聖文編, 『海外引揚関係史料集成 4 舞鶴地方引揚援護局史』, ゆまに書房.

宇品引揚援護局大竹出張所, 発行時期不明, 『援護局史』=2001c, 加藤聖文編, 『海外引揚関係史料集成 7 援護局史 (宇品引揚援護局)』, ゆまに書房.

仙崎引揚援護局, 1946, 『仙崎引揚援護局史』=2001d, 加藤聖文編, 『海外引揚関係史料集成 8 仙崎引揚援護局史』, ゆまに書房.

博多引揚援護局編 (厚生省引揚援護院), 1947, 『局史』=2001e, 加藤聖文編, 『海外引揚関係史料集成 9 局史 (博多引揚援護局)』, ゆまに書房.

鹿児島引揚援護局, 発行時期不明, 『局史』=2001g, 加藤聖文編, 『海外引揚関係史料集成 11 局史 (鹿児島引揚援護局)』, ゆまに書房.

博多検疫所女子健康相談所 患者病名分類及び百分率

松原相談所より国立福岡療養所へ〔博多引揚援護局編 1947＝加藤 2001e〕

	-20	20-29	30-39	40-49	50-	計	百分率
妊娠	2	31	24	3		60	14.1
不法妊娠	9	107	57	7		180	31.2
潜伏梅毒		1				1	0.23
梅毒	1	29	5			35	8.2
淋疾	9	51	4			64	15
子宮内膜炎		6	2			8	1.8
子宮附属器炎		6	9	2	2	19	3.9
流産	1	19	4	1		25	5.8
産後		15	3	1		19	4.4
その他	1	9	5	2		17	3.9
計	23	274	113	16	2	428	

患者年齢病名分類及び百分率 大塚婦人健康相談所より

二日市・筑紫 福岡各所病院へ送致の分〔博多引揚援護局編 1947＝加藤 2001e〕

	-20	20-29	30-39	40-49	50-	計	百分率
妊娠		5	2	1		8	10.4
不法妊娠	2	26	12			40	51.9
潜伏梅毒		7	2			9	11.9
梅毒	1	3	1			5	6.5
淋疾	1	4	1	1		7	7.9
子宮内膜炎			1			1	1.3
子宮附属器炎		1				1	1.3
流産		3				3	3.9
産後							
その他	1	3				4	5.1
計	5	52	19	2		78	

第5章

日本における沖縄に対する植民地主義

日本軍性奴隷制度を裁く女性国際戦犯法廷後の議論を手がかりに

玉城福子

1. はじめに

日本において日本軍「慰安婦」(注1)問題(注2)をめぐって起きた論争は、性差別と植民地主義の関係を再考する重要な契機となった。ポストコロニアリズムは1980年代に欧米で始まり、チャンドラ・モハンティやスピヴァクに代表されるフェミニズムとポストコロニアリズムの両方に軸足を置いたポストコロニアル・フェミニズムの登場により発展をとげ、現在では様々な地域・分野に影響を与えている。1990年代後半以降、ポストコロニアリズムは日本でも受容され始め、とりわけフェミニズムにおいて性差別のみならずエスニシティや階層の問題が活発に議論され始めた。性差別と植民地主義の関わりを探求している研究の中で、朝鮮への植民地支配期やその後の影響を検討したものが充実している(鄭2003, 宋2009, 金2011)。こうした日本における植民地主義の問い直しの中で多くの論争を呼び議論を促したのものとして「慰安婦」問題の果たした役割は大きい。

しかし、日本における植民地主義の問い直しの対象は往々にして台湾、朝鮮といった第二次世界大戦後に「解放」された地域に限定されがちで、国内の沖縄がそこから抜け落ちてきたという問題点がある。もちろん、沖縄から植民地主義を問う動きはここ数年登場しているし、ポストコロニアル・フェミニズムと呼べるような立ち位置からの問題提起もある。例えば、アメリカのマイノリティ文学を専門としてきた勝方=稲福恵子は、ジェンダーだけでなく、沖縄というエスニシティも考慮する「おきなわ女性学」という枠組みを提案している(勝方=稲福2006)。また、最も意識的にフェミニズムとポストコロニアリズムの接合を沖縄の文脈に引きつけて論じているのが、社会学者の菊地夏野である。菊地は女性たちがそもそも「分断」されているということを基礎に置く方法論が提示されている(菊地2010)。こうした研究は沖縄に対する植民地主義を明らかにする道を開いたという点で価値があるが、まだ始まったばかりである。

そこで、本稿では2000年に東京で開催された日本軍性奴隷制度を裁く女性国際戦犯法廷後のフェミニストによる議論を沖縄に着目し分析することで植民地主義の一側面を明らかにする。どのように沖縄に対する植民地主義は不可視化されているのかという大きな問いを念頭に置きつつ、女性国際戦犯法廷後、沖縄をめぐってフェミニストの間でどのような議論がなされたのか、あるいはなされなかったのかという具体的な問いに取り組んでみたい。資料としては、主催団体の一つであったVAWW-NET Japanが女性国際戦犯法廷後に発刊した記録のうち日本人「慰安婦」の訴状作成に関わった二人のフェミニストである

浦崎成子と藤目ゆきの論文を中心に取り上げる。性差別、階層、植民地主義などの差別の輻輳性に問題関心の高いフェミニストの議論の中にすら見られる沖縄に対する植民地主義の一側面を明らかにすることで、国内における植民地主義の問題を考える手がかりになるのではないだろうか。

2. 日本におけるポストコロニアリズムの受容

1990年代以前、日本において植民地主義が批判的に議論されることはほとんどなかった。植民地主義に無批判な状況が長く続いた背景として、「イギリス、フランスなどヨーロッパの旧植民地宗主国とことなり、日本では植民地支配の記憶が第二次大戦という世界戦争の記憶と非常に深くクロスしていることがある（鶴飼 1998: 44）」と指摘されている。戦争の記憶が抑圧されれば、植民地支配の記憶も抑圧される構造があり、とりわけ昭和天皇裕仁の在命中はこの傾向が強く、さらに、東アジアにおいては冷戦も記憶の抑圧に繋がったという（鶴飼 1998）。

1990年代以降、植民地主義の継続する影響に対し世界各地で改めて批判の目が向けられ始め、日本においてもポストコロニアリズムの受容が進んだ。金富子は「冷戦崩壊とそれを前後して東アジア、東ヨーロッパ、アフリカ、ラテンアメリカなど世界各地で民主化が進んだ 1990年代には、グローバルな規模で植民地主義と独裁体制、戦時暴力・性暴力の歴史への責任が問われてきた」（金 2008: 7）とこの時期を評している。日本においてもポストコロニアリズムの受容が進んだ背景にはこうした世界的な流れがあるだろう。2000年代になるとポストコロニアリズムの解説書・入門書が相次いで出版され、学問的にはある程度の地位を得たと言えるだろう（姜編 2001, 小森 2001, 本橋 2005）。

とりわけ、戦時性暴力である日本軍「慰安婦」問題をめぐる論争は、日本における植民地主義の議論を深める役割を果たしたと言える。1997年に日本戦争責任資料センターが行ったシンポジウムが発端となった論争が有名である。「ナショナリズムと『慰安婦』問題」と題したシンポジウムにおいて、上野千鶴子が徐京植とのディスカッションの中で、植民地支配の問題は在日朝鮮人としての徐京植が闘うものであり、日本人「慰安婦」や性暴力被害者としての女性の問題はそうではない、というロジックを展開したことに対し、岡真理や金富子らからも反論が提出された（日本戦争責任資料センター編 1999）。こうした論争を経て日本において植民地主義への認識が高まった側面がある。

さらに、日本軍性奴隷制度を裁く女性国際戦犯法廷が 2000年に開催され植民地主義と性差別をめぐる議論を深化させた。女性国際戦犯法廷とは、アジアの女性や人権団体が国際的 NGO の協力を得て 2000年に東京で開催された「民衆法廷」である。他の性暴力被害者と同様に日本軍「慰安婦」被害者にとって公に被害が認知され加害者が裁かれることが、尊厳や正義の回復の一部であると被害者自身や彼女たちを支えるグループは繰り返し主張してきた。しかし、元「慰安婦」たちが日本国内でおこした訴訟において、事実認定はされるものの彼女たちの求める政府による個人賠償は認められないことがほとんどであ

った。このように司法での解決が難しい中で、松井やよりが代表を務める「戦争と女性への暴力」日本ネットワークが「アジア連帯会議」で民衆法廷を正式提案し、被害者国からの支持を得た。その結果 VAWW-NET JAPAN、韓国挺身隊問題対策協議会、女性の人権アジアセンター (ASCENT) とその他の被害国、および女性への暴力や武力紛争の問題に取り組んでいる女性たちによって国際実行委員会を 1999 年に発足し、2000 年の女性国際戦犯法廷の開催へと至った。2001 年 12 月に最終判決が下り、人道に対する罪としての強かんと性奴隷制の罪で天皇裕仁と他 9 名の上官すべての刑事責任が認定された (注 3)。

以上のように、日本において植民地主義に対する批判的な議論は 1990 年代以降に活発化され、同時期に「慰安婦」問題が浮上したことにより植民地主義と性差別が交差する複雑な側面が明らかにされてきたと言える。

3 抜け落ちてきた沖縄

しかし、日本における植民地主義への批判的な議論は、台湾・朝鮮という現在国外の地域を中心に組み立てられる傾向にあり、日本国内にある沖縄に対する植民地主義の問題が曖昧な位置づけにされがちだという問題点がある。それは、沖縄が現在も日本国内に位置し、それゆえ植民地主義が不可視化されやすいという背景があるように思われる。

3.1 植民地としての沖縄

近年、徐々にではあるが植民地主義という視角から沖縄を分析する試みが始まっている。そこでは何が明らかにされてきたのか。

まず、経済的な搾取の構造や軍事基地による土地の強奪と占領などが植民地主義という枠組みから分析、考察されている。経済学者の松島泰勝は、復帰後の沖縄の状況を「植民地経済」と評している (松島 2012)。それは、日本企業による地元企業の買収・系列化、乱開発が進み、地元企業が厳しい立場に置かれ失業者が増えたのみならず、成長した産業 (観光産業、IT 関連、公共事業関連企業、その他サービス業) の収益の大部分は本社がある「日本」へ還流する仕組みになっているためである (松島 2012)。さらに、経済だけではなく米軍基地の過重負担は植民地主義の象徴として指摘されている (野村 2005)。C・ダグラス・ラミスは地位協定で守られている米軍が利益を得ていると論じているが (ラミス 2007)、島袋まりあは、日本と米国の共犯関係のもと植民地沖縄は成立しており「太平洋を横断する植民地主義 (transpacific colonialism)」と呼ぶべきだと主張している (島袋 2007)。

さらに、経済的な搾取や政治的な従属、言い換えるならば、植民者／被植民者の関係を支えるものとしての文化の役割も分析されている。野村浩也は「方言札」に代表されるように、琉球・沖縄の諸言語の使用が禁止され、標準語が強要されてきた歴史的経緯を踏まえ、文化の否定が「劣等コンプレックス」を沖縄人に植え付けたと論じる (野村 2005)。そして、劣等コンプレックスは、植民者・日本人への同化への積極的な意欲を産むとし、

植民地を支える仕組みが説明されている。

ポストコロニアリズムという理論を得たことで、琉球・沖縄の歴史や社会を新しい視点から検証することが可能となり、日米による経済的な搾取や政治的な従属、それを可能にする文化の問題が明らかにされてきている。ポストコロニアリズムは、植民地であった地域が独立を果たした後にその社会に残る植民地主義の影響や人々の精神の植民地化の問題を問題化してきたという知的伝統を持つが、独立を果たしていない地域にも援用可能であることが示されている。

3.2 ポストコロニアリズム×フェミニズム×沖縄研究

こうした状況の中、少数ではあるがポストコロニアリズムとフェミニズムの両方に軸足を置く沖縄研究も登場している。勝方＝稲福はジェンダーだけでなくエスニシティの差異も考慮する「おきなわ女性学」という枠組みを提案しているが、その理由を「沖縄女性の解放は、西洋的解放の道すじを後追いするのではなく、沖縄女性の歴史・文化に相応の軌跡をたどること、もう一つの近代を見つけるべきであると考えたから」（勝方＝稲福 2006: 32）であると説明している。これは日本のフェミニズムの日本人女性中心主義を批判してきた鄭暎恵のフェミニズム理解とも共鳴する。鄭は「第三世界」のフェミニストが欧米のフェミニストの一枚岩的な「第三世界」の捉え方を批判を批判した文章を引用した後で以下のようにフェミニズムを位置づけている。

フェミニズムとは、ある状況——文化・歴史・経済・政治・階級・ジェンダー・エスニシティ・人種——に内在的であり、その状況をインサイダーとして生きる〈ネイティブ〉のみが、その状況におけるフェミニズムを構築しうるのである（鄭 2003: 60）。

さらに続けて「状況に則して立ち上げられるものであり、いかなるフェミニズムも状況を越えて普遍的なものとはなりえない」（鄭 2003: 60）のであると鄭はいう。勝方＝稲福のいう解放の道すじと鄭のフェミニズムとかなりの部分重なりあっていると言える。

同様の問題意識を持っている社会学者の菊地夏野は、女性を一枚岩的に捉える傾向を批判し、ジェンダー、セクシュアリティ、植民地主義、階層等々によって女性が分断されているという点を強調している。占領下沖縄の売買春問題と「慰安婦」問題を題材に実証的な研究を行っている。とりわけ菊地が分析の中で重要視しているのが、売春女性／非売春女性、「本土」／沖縄や階層による女性の分断である（菊地 2010）。

本稿でも、沖縄という状況に則したフェミニズム、ポストコロニアル・フェミニズムと呼ぶ立場に立っている。菊地がいうように女性が分断されていることを前提にし、その分断が時に強調されたり時に見えなくされたりする際のポリティクスを追うことで、沖縄に対する植民地主義の一側面を明らかにすることができるであろう。

3.3 女性国際戦犯法廷と沖縄

沖縄に対する植民地主義の一側面を明らかにするという課題に取り組むために、本稿では女性国際戦犯法廷後のフェミニストによる議論を取り上げることとする。それは、植民地主義と性差別の問題に正面から取り組み、活発な議論を巻き起こした女性国際戦犯法廷を題材とし沖縄や沖縄人の語られ方を検討することで、沖縄に対する植民地主義が浮かび上がってくると考えられるからだ。

まずはどのようにフェミニストが女性国際戦犯法廷を評価したかについてだが、肯定的なものや批判的なものと相反する評価がみられる。以下で示すようにそこでは植民地主義や人種差別の問題が適切に取り上げられたかどうか大きな争点になっている。

第一に、重層的な権力作用を問題化するようなフェミニズムの実践の場として女性国際戦犯法廷が機能したという好評価がある。米山リサは、女性国際戦犯法廷で『女』という同一性を重要な契機にしつつもこれを批判し、多様で重層的な権力作用によって生じる差異と非同一性への視座を抱擁する、そのような意味での批判的フェミニズムの認識(米山 2003: 157) が共有されていたと評価している。つまり、女性国際戦犯法廷は「男性による普遍的な女性への戦時性暴力を問題化する場としてではなく、軍事化された日本という帝國的国家的植民地支配と軍事占領によって人種化された女性—そこには階級やバイオポリティクスによって人種化された『日本人』も含まれる—に対して加えられた性暴力を裁く場」(米山 2003: 118) として設定されていたと捉えているのである。

他方、韓国の関係者からは日本の植民地支配の責任が明確にされなかったという批判もでた。女性国際戦犯法廷をめぐる日韓のフェミニストの議論を整理した姜は、「韓国側の法廷参加者たちの間では法廷で日本の植民地支配の責任があまり扱われなかったという評価があった」(姜 2007: 186) と指摘する。そもそも植民地を持つ列強によって発展してきた国際法的法理構成では、植民地支配の責任を扱いづらいという根本的な問題もその背景として存在している。また、他にも韓国の関係者からは後述する国際公聴会が「戦時下の性暴力問題という視点でのみ扱われた」(姜 2007: 186) という評価もでたという。

相反する女性国際戦犯法廷後のフェミニストによる評価の中で植民地主義の問題が十分に上げられたか否かが大きな争点の一つになっていたが、沖縄は触れられていないという点では共通している。念頭におかれているのは、台湾、朝鮮への植民地支配とアジア各国への侵略・占領である。つまり、女性国際戦犯法廷への評価をめぐって、植民地主義との関連で沖縄が言及されることはなかった。

しかし、それは女性国際戦犯法廷や「慰安婦」問題と沖縄が接点を持たなかったことを意味しない。実際、沖縄には沖縄戦開戦前、日本軍の駐屯に伴いのべ数 130 ヶ所以上もの「慰安所」が作られ、「本土」、沖縄、朝鮮出身の女性たちが「慰安婦」にさせられたという事実が軍の資料や関係者の証言によって明らかになっている。こうした歴史的事実もあり、女性国際戦犯法廷においては日本人「慰安婦」の被害を立証する際に沖縄の事例が中心的な役割を果たした。公訴事実 A として、日本人「慰安婦」の性奴隷化の事例として那

覇市の辻遊郭出身の上原栄子の自伝や軍の資料などが提出された。起訴状では、上原栄子は、仮名で「上田庸子」という名前になっている。女性国際戦犯法廷の成果の一つとして、これまで不可視化されていた日本人「慰安婦」の被害が認められたことが挙げられるが、この立証に一役買ったのが、沖縄の一人の女性の自伝（注4）であったのだ。

また、女性国際戦犯法廷の間に行われた「現代の紛争下の女性に対する犯罪」国際公聴会（注5）が開催されたが、そこで沖縄出身の女性が証言している。この公聴会は、女性国際戦犯法廷の4日目の2000年12月11日に東京の同会場で開催され、17カ国の女性たちが自らの性暴力を受けた体験を証言した。その中の一人として沖縄から来た女性は、1984年高校生の時に米軍兵士によって集団強かん体験を匿名で顔を出さずに証言したのである。このように法廷や法廷中に開催された公聴会と沖縄は深い接点を持っていたと言える。

4. 女性国際戦犯法廷後の沖縄表象

以下では、法廷に対する評価の中には直接的に言及されなかった「沖縄」が女性国際戦犯法廷後の議論の中でいかに表象されているのかを具体的に分析していく。その際には、どのように沖縄に対する植民地主義は不可視化されているのかという大きな問いを念頭に置きつつ、女性国際戦犯法廷と沖縄の接点に着目し分析対象の論考とした。

4.1 同一性の強調

先に述べたように日本人「慰安婦」の被害の立証に沖縄の事例が扱われたが、これをめぐる議論をまずは取り上げよう。公娼制度の中にいた日本人「慰安婦」の体験を被害として位置づけるために重要な役割を果たしたのが沖縄の事例であったが、性暴力の被害者の前歴を問わないという判決を引き出した点がフェミニズムの中で高く評価されている。女性国際戦犯法廷後にVAWW-NET編の『裁かれた戦時性暴力「日本軍性奴隷制度を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか—』に収録されている藤目ゆきの論考「日本人『慰安婦』を不可視化するもの」では、この点が丁寧に論述されている（藤目2001）。この論文の主旨を追うとともに、そこでの沖縄をめぐる表象を検討しよう。

藤目ゆきは、日本人「慰安婦」問題について専門家証言を法廷に申請した目的を①日本軍「慰安婦」の中には日本人女性も存在した事実、②日本人「慰安婦」の具体的な徴集の実態、日本人「慰安婦」の出身階層、③公娼制度に関する日本検事団の見解を明らかにすることだと述べている（藤目2001:92）。藤目によれば、国際戦犯法廷とは、「日本人『慰安婦』の被害を昭和天皇——日本政府の戦争犯罪の一部として公訴することは国内でも初めての試みであり、その意義は大きい」（藤目2001:89）ものであるという。金富子も同様に日本人「慰安婦」への加害者責任を起訴したこと意義として、「まず日本軍性奴隷被害者のなかに加害当事国である日本出身の被害者の存在を示したこと、次に公娼出身の「慰安婦」の存在を示したこと」の二重に意味があることだったと指摘している（金2001:246）。

これまで、日本人「慰安婦」は、「被害実態がほとんど知られないまま、一般に『金目当てにあさましい商売をしていた公認売春婦』として侮蔑され」（藤目 2001: 90）ており、その背景として、「『処女か売春婦か』で女を二分化し、売春婦をその背景も問わずに指弾する意識は社会に浸透している」（藤目 2001: 90）ことを挙げている。また、藤目は、こうした日本人「慰安婦」に対する排斥感情は、歴史改竄主義者たちに見られるのみならず、アジア女性からの告発に真摯に受け止め戦後補償を追及していた人々の中にもみられることを指摘している。

では、沖縄の辻遊郭の女性たちはどのように藤目の論文で位置づけられていたかと言えば、それは一貫して「日本人」の被害者として位置づけられていた。女性国際戦犯法廷に提出された上原栄子の証言は留保なく日本人の証言とされている。例えば、藤目ゆきは、「日本人『慰安婦』は内地・植民地・占領地の各地に存在したが、特に沖縄には延べ 130 カ所以上、那覇市だけでも 15 カ所の軍隊『慰安所』があり、多数の日本人女性がいたのである」と述べている（藤目 2001: 92-3）。

こうした日本人としての表象は藤目だけに特有のことではなく、他の論者にも共通しているものであると言えよう。例えば、法廷の傍聴記録としてノーマ・フィールドがまとめた論文の中で、国際公聴会で顔を隠し匿名で証言をした沖縄の女性に関して触れた以下のような記述がある。

なにが彼女を名乗り出なくさせているのだろう。PTSD や個人的な事情があるには違いない。しかしどうしても地域社会を思ってしまう。沖縄とは日本である。と同時に、沖縄固有とはいえないまでもやはり共同体の閉鎖性、抑圧性もある。性暴力を被った女性が名乗り出てその事実を訴えることのできない社会状況が存続しているのだ。残念でならない（フィールド 2001: 32）。

これは地域社会の閉鎖性、抑圧性を批判することに重点のある文章であるが、「沖縄とは日本である」という位置づけも同時に行っている。ここでは第 2 節や第 3 節で紹介した研究が問題提起しているような「本土」／沖縄の間にある分断、権力関係は見えなくされている。端的に言えば、米軍基地が過度に集中することで沖縄に住まう人々が暴力にあう可能性が日本「本土」の人々よりも高くなっているという事実を見えなくしてしまう。

もちろん、性暴力の被害者を前歴—処女か／売春婦か、強制か／自由意志か—で分け、前者のみを被害者と見なす社会的文脈を踏まえると、前歴に関わらず、被害者は被害者だということをはっきりさせたという点では、女性国際戦犯法廷の大きな成果であり高く評価すべきである。また、沖縄社会が性暴力被害者の声を抑圧しているというフィールドの指摘も重要な指摘である。しかし、沖縄を日本として、沖縄人女性を日本人女性として、留保なく表象した時に何か見えなくなっているのではないだろうか。

4.2 差異の強調

一方、「慰安婦」問題をめぐるフェミニズムの議論の中で「本土」／沖縄の権力関係について問題提起として読める箇所を持つものとして、沖縄の女性史家である浦崎成子の論考がある（浦崎 2000）。浦崎は、国際戦犯法廷の際に藤目とともに調査・起訴状作成に尽力した人物であり、VAWW-NET Japan が裁判後に発刊した女性国際戦犯法廷の記録に「沖縄戦と軍『慰安婦』」と題して論文を寄せている。この論文は、沖縄の被害状況を論文にまとめており、沖縄戦の経緯、「慰安所」の数や女性の出身地、「慰安所」に使われた建物などを整理した上で沖縄に駐屯した日本軍が「慰安所」設置にどう関与したかを軍の資料などから明らかにしたものとなっている。その中で、浦崎は以下のように書いている。

日本軍は 1932 年以來、軍配備と慰安所設置が切り離せないシステムを作り上げていた。しかし、沖縄で慰安所を設置したように、他府県でも果たして民家を強制接収し慰安所をつくり、強制的に遊郭の女性を軍「慰安婦」に徴発したであろうか（浦崎 2000: 96）。

浦崎は、「民家を強制接収し慰安所をつくり」「強制的に遊郭の女性を軍『慰安婦』に徴発したであろうか」と書くことで、沖縄差別が沖縄の住民や遊郭の女性への暴力に結びついたことを示唆しており、日本人の中に差異があることを強調していると言える。浦崎のこの文章は、藤目の「貧困層の日本人女性であれば誰でも、日本軍戦時性暴力の被害者になり得た」（藤目 2001: 97）という位置づけとは大きく異なる含意があると言えよう。

浦崎の「本土」／沖縄の間の分断の指摘は直接的に沖縄の女性が日本人女性として表象されることを批判した文章ではないが、浦崎の視点は重要である。歴史的に見れば地上戦は日本「本土」には拡大しなかったのであるから、藤目がいうように貧困層の日本人女性であれば、沖縄と同様に強制的に「慰安婦」として徴発されたのかもしれないし、そうでなかったのかもしれない。しかし、重要なのは「本土」／沖縄の女性たちの歴史的、社会的な関係をどのように捉えているのかについてこの二つの見方には大きな落差があるということだ。

4.3 歴史の限定

ここまでの分析を整理すると、女性国際戦犯法廷後の議論でフェミニストたちが植民地の問題を語る時に沖縄に関して言及しなかったこと、さらに、沖縄を日本として、沖縄人女性を日本人女性として留保なく表象していたとすることができる。唯一、浦崎の論文の中に、「本土」／沖縄の間の権力関係の指摘はあったものの、韓国から出たような植民地主義という枠組みからの明確な批判というものは不在であったと言える。

日本への沖縄の同一化は、他の地域に関しては日本による植民地や支配の始まりにさかのぼって捉える一方で、沖縄の歴史を戦後に限定して捉えているという歴史観に支えられ

ているのではないだろうか。以下で示すように女性国際戦犯法廷の起訴状にその傾向が表れている。共通起訴状の中の「背景となる事実」という項の中では、以下のように「慰安婦」制度の背景を指摘している。

19世紀末から20世紀半ばまで、日本政府は北アジアと東南アジアで拡張主義政策を追求し、その結果、アジア太平洋戦争と1945年の日本の無条件降伏をもたらした。日本は1895年に台湾を植民地とし、その後、1905年に朝鮮を支配下に収めた。1931年に日本は満州を侵略、1932年に上海、1937年に南京を攻略した。(中略)日本が占領し植民地化し支配したアジアの国々から、推定何万もの女性たちが、日本政府によって承認された「慰安所」において軍性奴隷として働くことを強制されたのである(VAWW-NET Japan 編 2002: 12-3)。

アジア各地の女性たちに性被害を与えた背景には、日本が「拡張主義政策」を追及し「植民地」を作り「支配」したということがあることが起訴状の中ではっきりと明記されている。そして、地域に着目してみると、「台湾」、「朝鮮」、「満州」、「上海」、「南京」、そして「アジアの国々」が挙がっている。引用している部分は、共通起訴状のはじまりの部分であるが、この文章の後にも各国の被害状況が日本による占領にさかのぼって記述されている。このように、女性国際戦犯法廷において、日本の植民地支配や支配といった問題が、日本軍性奴隷制に関わる重要な要素として認識されていたことが分かる。しかしながら、共通起訴状で各国の詳しい被害状況が日本による植民地化、支配の歴史にさかのぼり書き込まれている一方、それに先行するアイヌの土地や琉球王国への侵略の歴史は描かれていない。このように女性国際戦犯法廷という場において、沖縄が日本に併合される歴史というものはそもそも軽視されていたと言え、その傾向はその後の議論でも無意識に踏襲されていると言えるのではないだろうか。

こうした「歴史の限定」は、琉球が支配されていく過程やそれ以降の搾取と暴力の歴史を見えなくするという政治的効果を産む。それは同時に、沖縄の抑圧や搾取の歴史や現状に対する日本の責任が曖昧にされるという問題も生じさせる。つまり、「歴史の限定」は現在の「本土」／沖縄の植民地的関係を不可視化することに繋がり、植民地主義の現れであると言える。また、これは沖縄戦を殉国美談の物語に仕立てる歴史改竄主義の歴史観というよりは、良心的でリベラルな市民の中に見られる歴史観であろう。

さらに、こうした「歴史の限定」という方法は現在も独立を果たしていない地域に特有のものであると言えるかもしれない。これまでポストコロニアル研究で指摘されてきた歴史に関わる植民地主義の一つとして、被植民者の社会に歴史がない(変化がない)かのように表象されるということが指摘されてきた。つまり、被植民者の社会を原始的な社会として表象することで、進んだ社会の住民である植民者による植民地化を正当化するという方法である。沖縄に対しても「古き良き日本が残っている」といった形で同様のロジック

が展開されることもあるが、本稿で見えてきたのはこれとは異なる「歴史の限定」という方法であった。沖縄を日本に繋ぎとめておくためには、とりわけはじまりの暴力、つまり、琉球併合の暴力を忘却する必要があるからではないだろうか。

5. おわりに

以上、本稿では、沖縄に対する植民地主義の一側面を検討するために、日本軍性奴隷制度を裁く女性国際戦犯法廷後のフェミニストによる議論を分析・考察してきた。その結果、「本土」／沖縄の権力関係の軽視を可能にする「歴史の限定」という植民地主義が見えてきた。本稿で明らかにした沖縄に対する植民地主義の問題は、日本のフェミニズムの課題であると同時に、フェミニズムだけが取り組む課題ではない。日本のアカデミックな議論の中で沖縄は時に植民的な場所として名指され、時に国内の一地域として名指される曖昧で不安定な位置を与えられてきたが、琉球・沖縄の実質的な脱植民地化に向けて植民地主義の可視化が今後も必要であろう。

注

(1) 戦時中に日本軍によって管理され性行為を強制された女性たちを表す語として日本社会では「従軍慰安婦」が現在でも一般に使用されているが、この語は様々な視点から問題性が指摘されてきた。例えば、歴史的な用語ではないという点や、実質的には性奴隷であるのに「従軍」という語からは自発的について行ったようなニュアンスがあるという点からの批判がある。本稿はそうした経緯を踏まえた上で、当時の軍の文書の中にも見られ、かつ一般的にも流布している「慰安婦」という語を括弧つきで使用する。同様の理由で「慰安所」も括弧つきで使用している。

(2) 日本人「慰安婦」について論じた論文の中で木下直子は、「慰安婦」問題を「日本軍が戦争遂行のために女性の身体を性的に利用していた性暴力体制の過去が、1990年代初期に政治・外交問題となって浮上し、国民国家の記憶をめぐる論争に発展した(木下 2011: 91)」と定義している。

(3) 天皇裕仁、松井岩根、畑俊六、寺内寿一、板垣征四郎、東条英機、梅津美次郎、小林躋造、安藤利吉が人道に対する罪、性奴隷制と強かんによって、起訴された。天皇裕仁と山下奉文は人道に対する罪、強かんによって起訴された。

(4) 辻遊郭の元ジュリの上原栄子の自伝には、彼女がジュリに売られてから、ジュリとして成長し、その後、沖縄戦と占領期の混乱の中に生きてことが書き記されている(上原 1976, 1989a, 1986b)。

(5) その目的は以下の三つである。①紛争下で女性が受ける様々な種類の犯罪証言を集め、「慰安婦」サバイバーが受けた女性に対する犯罪が現在も世界中で継続・エスカレートしていることを示す。②被害に対して立ち上がった経緯や取り組みを紹介する。③不処罰の連鎖を断ち切り、正義と平和を実現するための運動のネットワークをつくる。

文献

- 鄭暎恵, 2003, 『<民が代> 斉唱——アイデンティティ・国民国家・ジェンダー』岩波書店.
- 藤目ゆき, 2001, 「日本人『慰安婦』を不可視化するもの」VAWW-NET Japan 編, 『裁かれた戦時性暴力—「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか—』白澤社.
- 勝方=稲福恵子, 2006, 『おきなわ女性学事始』新宿書房.
- 姜ガラム, 2007, 「『日本軍性奴隷制を裁く—2000 年女性国際戦犯法廷』から見た国を超えた連帯の可能性—法廷以降の日本と韓国の社会内における日本軍『慰安婦』問題を中心に—」「女性・戦争・人権」学会編集委員会編『女性・戦争・人権』(8) 行路社.
- 姜尚中編, 2001, 『ポストコロニアリズム』作品社.
- 菊地夏野, 2010, 『ポストコロニアリズムとジェンダー』青弓社.
- 木下直子, 2011, 「日本人「慰安婦」の被害者性—1990 年代初頭の言説, 運動を振り返って—」『ジェンダー研究』(14) 東海ジェンダー研究所.
- 金富子, 2001, 「女性国際戦犯法廷が乗り越えたものと乗り越えなかったもの」VAWW-NET Japan 編, 『裁かれた戦時性暴力—「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか—』白澤社.
- , 2008, 「はじめに—「慰安婦」問題と 1990 年代—」金富子・中野敏男編『歴史と責任—「慰安婦」問題と 1990 年代—』青弓社.
- , 2011, 『継続する植民地主義とジェンダー—「国民」概念 女性の身体 記憶と責任—』世織書房.
- 小森陽一, 2000, 『ポストコロニアル』岩波新書.
- 松島泰勝, 2012, 『琉球独立への道—植民地主義に抗う琉球ナショナリズム—』藤原書店.
- 本橋哲也, 2005, 『ポストコロニアリズム』岩波書店.
- 野村浩也, 2005, 『無意識の植民地主義—日本人の米軍基地と沖縄人—』御茶の水書房.
- ノーマ・フィールド, 2001, 「法律と悲しみと—女性国際戦犯法廷傍聴記—」VAWW-NET Japan 編, 『裁かれた戦時性暴力—「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか—』白澤社.
- C・ダグラス・ラミス, 2007, 「帝国を設けて、何がいけないのか？」野村浩也編『植民者へ—ポストコロニアリズムという挑発—』松籟社.
- 島袋まりあ, 2007, 「太平洋を横断する植民地主義—日米両国の革新派と「県外移設論」をめぐる—」野村浩也編『植民者へ—ポストコロニアリズムという挑発—』松籟社.
- 宋連玉, 2009, 『脱帝国のフェミニズムを求めて—朝鮮女性と植民地主義—』.
- 上原栄子, 1976, 『辻の華 うるわのおんなたち』時事通信社.
- , 1989a, 『辻の華 戦後篇上』時事通信社.

- , 1989b, 『辻の華 戦後篇下』時事通信社.
- 鵜飼哲, 1998, 「ポストコロニアリズム—三つの問い—」複数文化研究会編『＜複数文化＞のために—ポストコロニアリズムとクレオール性の現在—』人文書院.
- VAWW-NET Japan 編, 2002, 『女性国際戦犯法廷の全記録[Ⅱ]』緑風出版.
- 米山リサ, 2002, 「批判的フェミニズムと日本軍性奴隷制度—アジア／アメリカからみる女性の人権レジームの陥穽—」『歴史と責任—「慰安婦」問題と 1990 年代—』青弓社.

第6章 「国民基金」をめぐる再現の政治学

鄭柚鎮

1. はじめに

本稿の目的は、1993年8月「慰安所」に対する「軍の関与」を認め被害者に「お詫びと反省の気持ち」を表明した河野官房長官談話を継承するかたちで、1995年7月村山連立内閣のもとで発足した「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、国民基金）に関わっての「慰安婦」被害者に対する再現（representation）（注1）のもつ意味を分析することである。

そこに着目するのは、国民基金という制度の登場は、「慰安婦」問題に対する日本政府と市民の責任の果たし方という論点、国家補償という救済の意味、被害体験と法的救済との関係、被害者と被害者を‘支援’する者との関係、償い金と名付けられたお金と「慰安婦」被害体験との関係、被害体験を語ることと聞くことのあいだというある情動的空間の可能性、被害者の言葉にある証として想定する言語秩序、痛みや苦しみの処し方に関する論点などこれまで「慰安婦」問題とみなされてきた問題群自体を震撼させる極めて重要な契機であったと考えるからである。と同時に、「慰安婦」問題をめぐる議論におけるさまざまな論点、とりわけ証言とみなされる被害者の言葉をどう聞くかという論点を可視化する起爆剤として働いたと捉えるからである。

「アジア女性基金の代表者が首相のお詫びの手紙を読み上げると感極まって涙を流し、償い金、医療福祉支援費のお金を受け取って心から感謝してくれた元『慰安婦』もたしかに存在した」（大沼 2007: 91）とのべ、一貫して国民基金の活動を受け入れようとした被害者を取り上げる議論。また「私が会った元『慰安婦』は例外なく『日本政府の謝罪がほしい』と語っています。それなしには名誉の回復が得られないからです」（「慰安婦」問題と女性の人権を考える会編 2009: 28-29）といい、終始国民基金に批判的な立場をとった被害者を取り上げる議論。

双方のいう被害者とはいかなる者なのだろうか。最期まで国民基金を拒絶した被害者は「日本国民の償いの気持ちを受け取ることのないまま、恨みをのんで亡くなられた犠牲者」（大沼 1998a: 5）なのか、それとも「ネオ・リベ的解決法に対して」「あくまで『人間的尊厳』『女性の人権』の復権という正攻法で闘った者」（大越 2010: 50-51）なのか。

このような再現はいかなる認識を反映しているか。被害者の自己行為性と犠牲者性のみを強調する論法的前提はなにか。国民基金の解散後にも続くかかる論争は「慰安婦」問題における如何なる言説地形をあらわにしているか。

同論争で用いられた「〇〇被害者はこう語る（国民基金を受け入れようとする／国家補償を求める）。だからこうしなければならない（国民基金を推進する／国民基金に反対する）」

という主張が共有する前提はなにか。

語るということ、聞くということ。決着をつけきれない「語る」＝「聞く」という動詞のあいだに存在する不安定性の行方が「だからこうしなければいけない」といった目的論的な決断、または一方的な決定になるにはいかなる文化的／社会的認識が働いているか。

また、このような一方性が「慰安婦」問題に対するひとつの正解としてみなされることの含意とはなにか。

多くの論者により述べられてきたように、国民基金がもたらしたとされる運動の「分裂」は、同基金の半官半民的な性格と償い事業の運び方の問題に起因するか。また同基金に対する反対運動がもたらしたとされる被害者に対する「差別」は、運動の民族主義的傾向と被害者観点の足りなさのためなのか。

本稿ではかかる因果的な議論はこれまでの「慰安婦」問題にかかわる数えきれない成果を単純化してしまうきらいがあると考え、「〇〇被害者がこう語るからこうしなければならない」といい、被害者の言葉をよく聞きとり正しく代弁しようとする、より良い聞き手になろうとする、ある「欲望」(チョウ 1998: 93) に注目する。

「被害者がこう語るからこうしなければならない」という主張、‘正しい聞き取りに基づいての正しい代弁’という議論のされ方での「正しい聞き取り」とは、論議の客観性を保証する根拠というより、ひとつの論点として存在するとおもう。

このような問題意識に基づいて本稿は、「慰安婦」被害者の言葉、あるいは言葉を聞くという行為自身が論拠として働く文脈に動員されるレファレンスに対する分析をとおして、被害者の行為性と犠牲者性のみを強調するというより、語り手とされる被害者と聞き手とされる論者との関係性について再考する契機を設けようとする。

2. 救わなければならない者

国民基金の償い事業に取り組んできた人びとは、日韓両方の運動と研究のほうから激しい批判を受けながらも「だが、ハルモニの中には、アジア女性基金を受け入れるという人々がはっきりと存在した。しかし、そのことを公然とは言えない雰囲気は社会をおおっていた」(和田 2008: 142) (注2)、または「日韓関係の改善には役に立たなかった」が「被害者個々人の利益を守ること」(大沼 2007: 148) ができたと国民基金の活動を総括する。

「日韓関係の改善には役に立たなかった」が「被害者個々人の利益を守ること」ができたといった自負は、‘正しい解決’とみなされた日本国家による謝罪と補償とは異なるかたちで被害者の要求に応答しようとした努力に対する評価であろう。

ここでは、国民基金を受け入れるという被害者の意思を尊重し「日韓関係の改善」といった大きな政治より、「被害者個々人の利益」といった小さな政治に重点をおく議論の被害者に対する再現を分析する。

2. 1. 「恨みを抱いたまま」の被害者

国民基金の発足から三年目となった 1998 年、和田春樹は、被害者が「高齢だから、経済的に困難だから、時間がないから」という同基金の宣伝文句は「慰安婦」問題の「責任とは別の問題だ」と述べる西野瑠美子の指摘に対し、被害者が「生活的に苦しいかどうか、お金を貰えばその人が楽になるかどうか」は、日本の国家としては無縁なことだと断言する。和田は、それにもかかわらず「急がなければならない」ゆえんを被害者の「死」として説明しつつ、国家補償が実現されていないという政治的条件の下で国民基金を拒絶した被害者の「死」に「恨みを抱いたまま」というある属性を付与する。「日本を批判したまま死んでしまう」者として被害者を主体化し、国民基金を推進した人々が解きほぐすべきものとしてとりあげる「恨」という前提を共有するのである（和田・西野 1998）。

「慰安婦」制度による性暴力被害者であると名乗り出た者の、あるいは名指されてきた者の経験が「なにも得られなかったと行って亡くなれば、その人の魂魄は救われない」と定められてしまうとき、生じるのはなにか。被害者がどのような思いで一生を終えたか、「慰安婦」被害者としての名乗りと名指しとのあいだの葛藤はどうなるか、生に対する被害者の意志と欲望は一気に埋めなければならない欠如になるか。

「恨みを抱いたまま、日本を批判したまま死んでしまう」者の「魂魄」を救いたいという欲望、「当事者は不満だと思いますが、お金をもらえばすこしは気がまぎれるということもあるかもしれない」という強い期待、被害者が「亡くなってしまえば、関係がない人では解決のしようがない」（和田 2007: 19-42）という「慰安婦」問題解決に対する認識は、意味の確定済みのものとして被害者の言葉、被害者のアイデンティティを規定することにつながる。

2. 2. 「民族」対「被害者個人」

国民基金の設立から三年目、大沼保昭は償い事業の総括の場として設けられた基金内部の座談会で、被害者「個人の幸せ」と「民族の正義」を相反するものとして前提し、百年かかっても正義を追求するという運動の主張は「問題の本質が、個人の幸せから民族の正義にすりかわって」しまう一面を表していると言及する（大沼 1998b: 233）。

「民族の正義」より「被害者個人の利益」が重要だからそれを守ろうとしたという議論は、個人的なことの政治性に強調点を置きながらも、被害者個人を社会とは無縁な存在、または「民族」のなかの構成員とは無関係な個人として想定する。社会的存在としての被害者のもつ関係性という文脈を矮小化するのである。

大沼は「償い金と総理のお詫びの手紙を拒否する権利」は「支援団体」ではなく被害者にあるという主張を展開するが、「支援団体」と被害者の「利益」が一致する瞬間を至るべき運動の目標点として設定しうる論点を見のがしている。

被害者の利益と、「支援団体」のそれを分離せず、運動の「正義」を被害者の「幸せ」として、被害者の「正義」を運動の「幸せ」として想像するということ、この点は、未回復の証拠として提示されたりもする被害者の言葉をどう聞くか、という論点に関わってい

る。

2. 3. 「さらに弱い被害者」

2002年、大沼は、「被害者が求めているのは名誉の回復でありお金ではない」という世論のなか、償い金を受け取った被害者を「韓国社会では声を出せない、さらに弱い被害者」と捉え「お金が欲しい」という声こそ代弁しなければならないという主張を展開する（大沼 2007: 94-95）。

「さらに弱い被害者」、最も抑圧状態に置かれている被害者の意思を代弁したと自負する議論は、立場の「弱さ」という点を取りあげ、被害者の言葉に優先順位をつけ選り分ける基準とする。『金の問題ではない』と主張する勇気のある被害者のほうより、「お金が欲しい」という「さらに弱い被害者」を救わなければならない者としてとらえる。「お金が欲しい」という言葉を「さらに弱い被害者」の声として捉え、守るべき被害者として再現するのである。

対立するものを擁護するという啓蒙的相対主義の視線は、「お金が欲しい」／「金の問題ではない」という言葉を対立するものとして取りあげたうえで、一方を優先的に救済しなければならない声として価値付け、それを救わなければならない被害者の声として領有する。

「お金が欲しい」対「金の問題ではない」という議論の前提はいかなる認識を反映するのか。「名誉」と「お金」は両立できないとは誰の立場からの提起なのだろうか。「名誉」を語らず、「お金がほしい」という被害者は「さらに弱い被害者」なのか。

2. 4. まとめ

「犠牲者の心身の傷みは、私たちのどんな行為によっても消すこと」はできないが、「それでも何かをしたい」という介入の意志を明らかにし、「元『慰安婦』の人たちが亡くなって」「解決のしよう」が消えてしまう危機を国民基金という「ラストチャンス」を活かし、突破しようとする努力は、被害体験に対する本質主義的な理解を前提にしながらも、「それでも何かをしたい」と切望し、被害者の「心と体の傷と痛み」という感情の変容を償い金と名付けられたお金などで図ろうとした（和田 2007: 19-42）。

同時に、「被害者が生きているうちに」というある時間性に注目し、自民・社会・さきがけ連立内閣という制限された条件のもとで償いの思いを伝えようとしたという点に注目する議論は、「日本全体をくれるとしても、わたしたちが死んだ後であれば、なんの意味があるのか?」、「お金が欲しい」という言葉を被害「当事者」の声とし、それらを代弁したという点を強調する。

現存する被害者個人々人を償いの主体とする個別的／相対的解決を前提にする議論は、「恨みを抱いたまま」亡くなる者、「民族の正義」や「社会変革の課題」といった大義名分から保護しなければならない者、「お金がほしい」といわざるを得ない「さらに弱い被害者」

とのべ、救わなければならない他者として被害者を再現した。

国家補償を受けられず、償い金も受け取っていない被害者は恨を抱いたままであるという被害者の属性に対するある定義、「個人」対「民族」（または社会）という二分法、「お金」を求める者は「さらに弱い被害者」であるという考え方は、被害者の言葉を選び分けることのできる対象とみなし、選り分けたそれを論議の客観性の根拠とする機制として働いた。

「慰安婦」被害者の言葉は、かかる規制の働きのなかで聞き取られ、また代弁されたのである。

3. 守らなければならない者

韓国で、国民基金の償い金と総理のお詫びの手紙を受け取った被害者が市民募金と政府の生活安定支援金の対象外となったことに対して、運動における民族主義的傾向の問題、女性運動の「エリート主義」、被害者に対する思いやりや被害体験に対する理解の足りなさなどが指摘されてきた（山下 2008、大沼 2007、朴 2006、金貞蘭 2004）。

ここでは、「純潔」と「母性」を女性的道徳性とみなす文化観念が女性に行使する権力の効果と、脱植民地的状況のなかでの女性主義理論と民族主義言説の緊張関係を念頭におきながら、償い金を受け取ろうとした被害者が存在したにも関わらず、『国民基金』では被害者の恨は晴れません（尹貞玉 2003a: 145）と言いきり同基金に反対した議論が、被害者をいかなる者として主体化し再現するかを分析する。

3. 1. 「金の誘惑」に晒される者

（略）周知のとおり、同基金は日本政府が法的責任を回避しようとする意図を反映したものであったゆえに、挺対協をはじめとする市民団体たちと被害者たちはこの基金を拒否することを決定した。（略）被害者の名誉と自尊心を回復させ歴史を立て直すという意志の表現であった。（鄭 2008）

当時韓国挺身隊問題対策協議会のリーダーのひとりであった鄭鎮星の国民基金に対する運動総括が明らかにしているように、償い金の受け取りに関わったとえられた「糖尿病患者」／「子ども」／「妹や娘」といった言い方は、「苦難時代の民族の象徴」であり「暗黒時代の歴史の主人公」（尹貞玉 2003b: 170-173）である被害者の「名誉と自尊心」の「回復」をめざし、「未回復」の彼女たちを保護しなければならない者として再現する文脈に関わっている。

「あなたたちの妹や娘が『慰安婦』だったとしたら、どうしたいか」という尹貞玉の問いかけは、償い金が「罪を認めない同情金」としてみなされ、それを受け取った者が「志願して出て行った公娼」として扱われてしまう事態に対する危惧の一面をあらわにする。

「苦難時代の民族の象徴」であり「暗黒時代の歴史の主人公」を「民族」の、「運動」の、

「歴史」の主人公として意味化するため、被害者を守ってあげようとするのである。

国民基金を受け入れようとする被害者があたかも存在しないかのように述べられた「誰のための『民間基金』?」「つぶせ!『国民基金』」「<再びの凌辱>を許すな!許すな!『国民基金』」「挺身隊ハルモニを守りましょう!」というスローガンは、償い金が「汚いお金」として意味作用する文脈を憂慮し、被害者を保護しようとする運動の意志を明らかにしたものである(尹美香 2008)(注3)。国民基金に批判的立場を表明する多くの議論は、被害者が償い事業を受け取るゆえんを生活苦のみに還元しつつ、彼女たちを「償い金受け取らせ工作」にさらされ苦しむ者として再現する。かかる文脈には、経済的理由以外に公的ではないお金を受け取るわけがないという理解、つまり償い金の存在が「慰労金の誘惑」としてみなされる文化観念が働いている。

3. 2. 「回復」に至るべき者

「和解成立の鍵は、結局のところ被害者側にあるのではないか」という朴裕河の‘和解論’に対して、徐京植は加害者からの「真相の究明、責任の承認、謝罪、補償」といった「行動がない限り、どうして被害者が《怨恨と憤怒》から解放されることができようか」と反問する(朴 2006、徐 2010)。また、同じ論点に対して西野瑠美子は、『『和解』とは、被害女性たちの被害回復プロセスの中で、被害者が語ることのできる言葉ではないか』と「慰安婦」制度を捉える西野の一貫した主張は、「被害回復への加害側の努力」の重要性、『『和解』とは、被害女性たちの被害回復プロセスの中で「直接の当事者である被害者が言うことのできる言葉」といった「慰安婦」制度の被害を受けた者の当事者性に傍点をおく議論である。

「女性の身体やセクシャリティ、自尊心、安全、未来、希望が、残虐なまでに侵害された」国家暴力の問題(西野 2009: 333)として「慰安婦」制度を捉える西野の一貫した主張は、「被害回復への加害側の努力」の重要性、『『和解』とは、被害女性たちの被害回復プロセスの中で「直接の当事者である被害者が言うことのできる言葉」といった「慰安婦」制度の被害を受けた者の当事者性に傍点をおく議論である。

しかし、このような当事者性に対する強調が「口先だけの謝罪や加害責任の不明確な施策では、癒しも赦しも生むことはできない」という論法のように被害者の「回復」と「未回復」を決めつける基準として提示される点は論争的である。

「慰安婦」被害者を「未回復」から「回復」へとといった一方向へ移動しなければならない者として再現する議論は、両領域を往来する身体性(注4)、身体感情の変容可能性、被害者の多重的な主体性を不可視化する。

不本意ながらも、被害者をずっと至るべきところに未だ至っていない者、他者的な立場におかれている者としてみなす議論になるのである。

と同時に、かかる議論は回復したか否かを定める者は、終始被害者の「回復」の兆しを観察しその真偽を判断する者でなければならない立場に置かれてしまう結果をもたらす。被害者の「回復」の気配を正確に見破ろうとする診断者のなまざしは、「真の回復」を探り出そうとする医師の役割を担うことになるのである。

3. 3. まとめ

償い金が「“魂を汚くさせるお金”」として意味作用する文化的文脈を重くみる議論は、『国民基金』では被害者の恨は晴れません」というふうに被害者の「恨解き」、あるいは被害者の「回復」のための条件を定義する。

かかる議論は、同基金を拒絶する被害者を「慰労金」の「誘惑」に負けずに「名誉に死ぬことを選ぶ」者とみなし、彼女たちを運動の責任をもって支援しなければならない者、守らなければならない者として再現する。

法的／全体的／一括的解決を前提にするこのような議論は、「五〇年、一〇〇年後になってもいい」、被害者のハン〔恨〕を晴らせる「本当の筋の通った解決をしなければいけない」と主張する(尹 1997)。「被害者は個人であると同時に、苦難時代の民族の象徴であり、暗黒時代の歴史の主人公」であるがゆえに、「慰安婦」制度の被害を受けた者のもつ歴史性に注目し、彼女たちの「当然立つべき場」を、「根本的解決」を公的なかたちで確保するのに最善を尽くすのである。

法的解決のみが被害者の恨を解きほぐす「回復」の条件であるというゆれのない信念、「慰安婦」被害者の名誉・人権・和解・尊厳を公式的に回復させ彼女たちを「歴史」と「運動」の主人公にしてあげたいという欲望は、関係的な産物として存在するはずのさまざまなことがらに「被害当事者の」という所有格を付け個人化する。

国民基金を拒絶する被害者のみが運動として保護しなければならない者として登場し、彼女たちの言葉のみが「慰安婦」制度の被害者の声にふさわしいものとして、または「未回復」の証として提示される。

4. 結びにかえて

本稿では、国民基金をめぐる行なわれた「被害者がこう語るからこうすべきだ」、「いやこう語る被害者もいる。だからこうしなければならない」といった被害者の言葉を根拠とする議論における被害者再現に対する分析をとおして、‘正しく聞き取り正しく代弁する’という論じ方の「正しい聞き取り」とは、論拠というより、論点として存在するということを前景化しようとした。

国民基金に関わって被害者が救わなければならない／守らなければならない者として再現される文脈には、二項対立主義 (binarism)、啓蒙的相対主義、女性の性に対する二重規範（「純潔」と「母性」を女性的な道徳性としてみなす文化観念）、支配的抵抗言説としての民族主義、法的解決が根本的な解決であるという日韓社会の認識、「慰安婦」とされた者の被害体験の本質化など論争的な要素が重要な機制として働いた。

国民基金の償い事業をめぐる行なわれた「〇〇被害者はこう語る。だからこうしなければならない」というような他方の被害者を排除する結果をもたらす議論は、上述したさまざまな参考事項や参照の要素を絶対的なこととしてみなし、‘優先すべき被害者の声’、

「慰安婦」制度という国家暴力の被害者にふさわしい声」、「慰安婦」被害者の真の声」といったかたちで被害者の言葉を領有しつつ、救わなければならない者、守らなければならない他者として被害者を再現した。

被害者の「名誉」は未だ回復されていないというとき、至るべきところに至っていないといった「未だ」という時空はいかなる事柄に対する埋めなければならない欠如なのか。被害者がこう語るからこうしなければならないと主張するとき、被害者の沈黙・思い・気持ち・望み・つぶやき・ため息・涙・ほほ笑み・目の表情などはいかなるものとして見定められるのか。

双方の主張通り、被害者は「恨みをのんで亡くなられた犠牲者」、「ネオ・リベ的解決法に対して」「あくまで『人間的尊厳』『女性の人権』の復権という正攻法で闘った者」、「お金がほしい」という「さらに弱い被害者」、「妹や娘」のように保護を受けなければならない者なのか。

戦時性暴力であれ、家庭内での性暴力であれ、被害を受けた女性の経験は、暴力の意味が作動する脈絡は、ひとつの理論で一般化し得ないところがある。

しかしながら、国民基金をめぐる論議は被害者ひとり一人の経験を既存理論の枠組みに回収し、被害者の言葉を根拠にして被害者を他者として再現してきた。

「慰安婦」被害者の言葉を「正しく聞き取って正しく代弁しようとする」、正しさを獲得しようとする欲望の問題は、聞き手とされる者が作ろうとする世界（関係）にかかわっている。また、いうもでもなく、この欲望は、社会文化的な文脈と連動する。

被害者の言葉が論拠ではなく論点であるという本稿の問題意識は、この欲望を形成させ、また支える政治的文脈の再検討を求める試みにほかならない。

「慰安婦」制度の被害者は性暴力被害という具体的経験の当事者であるし、彼女たちの固有の経験は思考の起点としなければならない。が、言葉は、それが語られたからには被害者個人のものにとどまらない。聞き取るという介入が継続する限り、言葉の所有格はあいまいなものになるしかないのである。

依然として、問われるのは、言葉の真の意味というより、被害者の言葉に「当事者の」という所有格をつけ自然化し、それを解釈済みの透明な根拠とする聞き手の欲望であり、この欲望を正当化する認識体系である。

慰労金を受け取って不名誉に死ぬことより、慰労金を拒絶して名誉に死ぬことを選ぶのです。(金順徳 1995)

日本全体をくれるとしても、わたしたちが死んだ後であれば、なんの意味があるのか。(金君子 1997)

誰が誰の話を聞き取り組織化していくか。被害者の言葉をどう聞くか。国民基金をめぐる議論は、被害者の言葉をとりまく言説地形を再度問題化するという点において極めて重

要な論点を提起する。

語り手と聞き手といった安定化する関係に抗する聞き取り、二項的關係そのものを疑う議論空間で、言葉は散乱する。国民基金は解散したが、償い事業をめぐって聞き取られた言葉たちの問いかけは、まだ終わっていない。

注

(1) 言説のせめぎ合いという回路がなくては‘今 - ここ’という現実は成り立たないという構成主義的な概念である **representation** は、**represent** の意味における代表／代弁と **re - present** の意味における表象／再現などと訳される。本論文では再び (**re**) - 表現する (**present**) という意味合いを重視する立場から再現と訳する。再び (**re**) とは、ひとつの再現はたえず再現しきれなさを呈するしかないというある部分的地点として、過程的分かれ目として存在する。

(2) 初出は、和田春樹, 2005, 「アジア女性基金と知識人の責任」 <日韓、連帯 2 1 > 第二回シンポジウム資料集『韓・日相互理解を難しくする要因-その政治的無意識の構造-』(ソウル)。

(3) 「重要なことは、国民基金が正しい解決方式ではないとしてこれを拒否した被害者たちを、運動として支持と支援をしなければならない責任があったことである。むしろ彼女たちが相対的な損害・被害を受けないようにする責任は、挺対協にあったのだ」(尹美香, 2008, 「韓国挺対協は何を目指し、どのように闘ってきたのか」『インパクション』, 168号 142-144)。

(4) 物質としての身体は未完の実体的なもの (**corporeal**) として身体化状態 (**embodiment**) にあるというエリサベス・グロスツの「有機体としての身体 (**Volatile Bodies**)」を援用し「プロセスとしての身体」を提起する荻野美穂の考察は個人的なことの政治性と痛みの文脈性をめぐる議論において重要な示唆を与える。身体は、「社会的秩序を核としつつ、物質として、肉体としての自らを形成していくのであり、性差もまたその一部として産出される。それは基本的にはさまざまな可能性に対して開かれたプロセスであるが、同時に個人がまったく自由に意思的に統御しうるものでもない」(荻野美穂, 2002, 『ジェンダー化される身体』勁草書房, 24-25)。

文献

「慰安婦」問題と女性の人権を考える会編, 2009, 『「慰安婦」問題と女性の人権-未来を見すえて』かもがわ出版

鄭鎮星, 2008, 鄭大成・岩方久彦訳『日本軍の性奴隷制-日本軍慰安婦問題の実像とその解決のための運動』論創社

女性のためのアジア平和国民基金編, 2007, 『オーラルヒストリー アジア女性基金』女性のためのアジア平和国民基金

.金貞蘭, 2004, 「日本軍『慰安婦』運動の展開と問題認識に対する研究-挺対協の活動を中心に-」 梨花女子大学女性学科博士論文.

金順徳, 1995, 「なぜ民間基金に反対するか」(第三次日本軍‘慰安婦’問題アジア連帯会議), 『정신대자료집 V』 한국정신대문제대책협의회, 1995, 40-41 頁(『挺身隊資料集 V』 韓国挺身隊問題対策協議会)

金君子, 『韓国日報』, 1997年1月14日付.

西野瑠美子, 2007, 「被害者の証言は何を明らかにしているか」, 「女たちの戦争と平和資料館」編『ここまでわかった! 日本軍「慰安婦」制度』かもがわ出版.

西野瑠美子, 2009, 「『慰安婦』問題を記録するアクティブ・ミュージアムの取り組み」, 記録集編集委員会編『南京事件 70 周年国際シンポジウムの記録-過去と向き合い、東アジアの和解と平和を』日本評論社

荻野美穂, 2002, 『ジェンダー化される身体』勁草書房.

大越愛子, 2010, 「戦後思想に抗するフェミニズム-松井やよりの軌跡」, 大越愛子・井桁碧編, 『現代フェミニズムのエシックス』青弓社.

大沼保昭, 2007, 『「慰安婦」問題とは何だったのか-メディア・NGO・政府の功罪』中公新書.

大沼保昭, 1998a, 「はじめに」, 大沼保昭・下村満子・和田春樹編『「慰安婦」問題とアジア女性基金』東信堂.

大沼保昭, 1998b, 「『慰安婦』問題とアジア女性基金にかかわってきて」, 大沼保昭・下村満子・和田春樹編『「慰安婦」問題とアジア女性基金』東信堂.

大沼保昭・下村満子・和田春樹編, 1998, 『「慰安婦」問題とアジア女性基金』東信堂.

朴裕河, 2006, 『和解のために-教科書・慰安婦・靖国・独島』平凡社.

レイ・チョウ, 1998, 本橋哲也訳『ディアスポラの知識人』青土社

徐京植, 2010, 『植民地主義の暴力-「ことばの檻」から』高文研

和田春樹・西野瑠美子・鶴飼哲(司会), 1998, 「検証・『従軍慰安婦』問題」, 『インパクション』, 107号.

和田春樹, 2007, 「歴史家は『慰安婦』にどう向き合うのか」, 大沼保昭・岸俊光編『慰安婦問題という問い-東大ゼミで「人間と歴史と社会」を考える』勁草書房.

和田春樹, 2008, 「アジア女性基金と知識人の責任」, 小森陽一・崔元植・朴裕河・金哲編著『東アジア歴史認識論争のメタヒストリー「韓日連帯21」の試み』青弓社.

山下英愛, 2008, 『ナショナリズムの狭間から』明石書店.

尹貞玉, 1997, 「『国民基金』は何を理解していないか(インタビュー、聞き手:編集部・岡本厚)」, 『世界』, 11月号.

尹貞玉, 2003a, 「挺身隊／『慰安婦』問題はいまどこまで 久留米市における教職員組合での講演(1995年11月25日)」, 尹貞玉著, 鈴木裕子編・解説『平和を希求して-「慰安婦」被害者の尊厳回復へのあゆみ』白澤社.

尹貞玉, 2003b, 「いま、あらためて平和を願う 相模女子大学公開連続講座自主講義 第二五講講演(1996年11月13日)」, 尹貞玉著, 鈴木裕子編・解説『平和を希求して-「慰安婦」被害者の尊厳回復へのあゆみ』白澤社.

尹美香, 2008, 「韓国挺対協は何を目指し、どのように闘ってきたのか」, 『インパクション』, 168号.

2012年度次世代研究「帝国日本の戦時性暴力」(研究代表：猪股祐介)による成果である。

【メンバー】()内は2012年度プロジェクト時点

牧野 雅子 (京都大学大学院文学研究科グローバル COE 研究員)

猪股 祐介 (京都大学大学院文学研究科グローバル COE 研究員)

山本 めゆ (京都大学大学院文学研究科博士課程)

木下 直子 (九州大学大学院比較社会文化研究院・日本学術振興会特別研究員 (PD))

玉城 福子 (大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程)

鄭 柚鎮 (沖縄大学地域研究所特別研究員)